
平成25年 第1回 3月（定例）中間市議会会議録（第2日）

平成25年3月7日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成25年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2 質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第1号議案 平成24年度中間市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 第2号議案 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）
- 日程第 5 第3号議案 平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 第4号議案 平成24年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 第5号議案 平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 第6号議案 平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 第7号議案 平成24年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）
(日程第3～日程第9 質疑・委員会付託)
- 日程第10 第8号議案 中間市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第9号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第10号議案 中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第11号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第12号議案 中間市防災会議条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第14 質疑・委員会付託)
- 日程第15 第13号議案 中間市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第16 第14号議案 中間市道路構造の基準に関する条例
- 日程第17 第15号議案 中間市道路標識の寸法に関する条例
- 日程第18 第16号議案 中間市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道

路の構造に関する基準を定める条例

- 日程第19 第17号議案 中間市市営住宅等整備の基準に関する条例
- 日程第20 第18号議案 中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例
- 日程第21 第19号議案 中間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
(日程第15～日程第21 質疑・委員会付託)
- 日程第22 第20号議案 中間市道路線の認定について
(日程第22 質疑・委員会付託)
- 日程第23 第21号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
(日程第23 質疑・討論・採決)
- 日程第24 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1番 宮下 寛君	2番 青木 孝子君
3番 田口 澄雄君	4番 佐々木晴一君
5番 植本 種實君	6番 中野 勝寛君
7番 片岡 誠二君	8番 堀田 英雄君
9番 山本 慎悟君	10番 掛田るみ子君
11番 草場 満彦君	12番 中尾 淳子君
13番 安田 明美君	14番 藤本 利彦君
15番 原田 隆博君	16番 古野 嘉久君
17番 下川 俊秀君	18番 米満 一彦君
19番 井上 太一君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 松下 俊男君 副市長 行徳 幸弘君

教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
市民部長	成光 嘉明君	保健福祉部長	白橋 宏君
建設産業部長	後藤 哲治君	教育部長	松尾 壮吾君
上下水道局長	永野 博之君	市立病院事務長	三島 秀信君
消防長	安田光太郎君	総務課長	園田 孝君
企画政策課長	藤崎 幹彦君	財政課長	高橋 洋君
安全安心まちづくり課長			柴田精一郎君
課税課長	山下 守君		
人権男女共同参画課長			古賀 敬英君
生活支援課長	今井 秀明君	こども未来課長	一田 和彦君
福祉支援課長	貞末 孝光君	介護保険課長	山本 信弘君
健康増進課長	濱田 孝弘君	土木管理課長	井手 和文君
都市整備課長	間野多喜治君	産業振興課長	小南 敏夫君
下水道課長	中嶋 秀喜君	営業課長	久野 裕彦君
学校教育課長	深見 卓矢君	生涯学習課長	安永日出男君
市立病院課長	芳野 文昭君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	森 研二君

一 質 問 (平成25年第1回中間市議会定例会)
平成25年3月7日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴一	<p>中間市役所の不祥事について ①2011年9月高額療養費請求漏れ事件が発覚、②2012年12月固定資産税・都市計画税の課税ミス事件が発覚、③2013年1月生活保護費不正受給事件が発覚、以上の3件の大きな不祥事が相次ぎました。 これらの不祥事が生じた組織的な問題点は何だと思うか。また、当事者及び市長と管理職の責任の取り方を伺います。</p>	市長
藤本利彦	<p>生活保護費の不正受給容疑による市職員の逮捕について 新聞やテレビなどのメディアで全国的に報道され、一躍、中間市の名前を有名に知らしめた今回の事件、1月30日の9時8分に1名が逮捕、2月3日の18時23分に1名が逮捕され、2名の逮捕者が出ています。 報道によると、私的目的で受給者と共に謀して、生活費を詐取したことですが、2名とも現段階では容疑を否認していると報道されています。捜査途中で事実関係は明白でないとのことですが、事実であれば到底許されることではありません。松下市長の見解を伺います。</p> <p>コンプライアンスについて 市職員の不祥事が連続して起きていますが、市では職員に対して、どのようなコンプライアンス研修を行っているのか伺います。</p>	市長
植本種實	<p>教育長の所信について 中間市の子どもが元気にのびのびと育つことは誰しもの願いです。しかし、現実はなかなか難しい状況です。そこで、新たに就任された増田教育長の教育に対する所信と以下の3点についてのお考えを伺います。 ①いじめの問題について ②体罰の問題について ③学力低下の問題について</p> <p>学童保育について ①各学童保育の利用状況を伺います。 ②学童保育で学習やスポーツを行うことはできないですか。 ③小学校3年生までは無料にしてはいかがですか。</p>	教育長
草場満彦	<p>近年の相次ぐ市職員の不祥事について ①2011年9月及び2012年12月の不祥事の際、執行部は「十二分に再発防止に努める」とのことであったが、その内容と取り組み、そして成果を伺います。 ②生活保護費不正受給事件は、警察当局において捜査中であり、詳細は不明であると思うが、市民の皆さんに対しての説明をどのようにお考えなのか伺います。</p> <p>新年度予算中の新規事業「相撲道場」建設について ①予算を上程されるに至った過程（企画、立案）と目的を伺います。 ②本市の財政状況を考えたときに、この事業の実行を市民の皆さんのが理解を示され、納得されると考えておられるのか伺います。 ③教育予算に関して、教育委員の審議、採決をどのようにお考えなのか伺います。</p>	市長 教育長

一 質 問 (平成25年第1回中間市議会定例会)
平成25年3月7日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
田口澄雄	<p>一連の不祥事件の対応について</p> <p>①この2年間で、3回に及ぶ市職員の不祥事の新聞報道がなされ、今回は逮捕者まで出します。今までの人事管理のあり方と、今後の対応について伺います。</p> <p>②各部署での市民からのクレームやトラブルについての処理と、対応の現状についてお聞きします。</p> <p>③今回の事件をめぐる生活保護行政の実態と、今後の改善点について伺います。</p>	市長 関係部課長
青木孝子	<p>子どもの医療費無料化の拡充について</p> <p>わが国の合計特殊出生率は1.39で、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難であり、危機的な水準で推移しています。今、若者、子育てをしている世代の生活は、年々、大変になっており、少子化対策・子育て支援として医療費無料化の拡充は切実です。通院での医療費を小学校6年生まで無料にすべきではありませんか。市長の所見を伺います。</p> <p>「体罰」問題について</p> <p>大阪市立の高校生が運動部顧問の教師から体罰・暴力を受け、自ら命を絶った痛ましい事件は、多くの人と学校・スポーツ関係者に強い衝撃を与えました。この事件は、「氷山の一角」であり、体罰が教育の場に少なからずあることを示しています。</p> <p>体罰の実態調査を行い、学校からすべての体罰・暴力をなくすべきではありませんか。教育長の所見を伺います。</p>	市長 関係部課長
	<p>少人数学級について</p> <p>小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化にじむことができず、いじめが増えたり、不登校になったりする「中1ギャップ」の対策として、35人学級の実施が求められます。教育長の所見を伺います。</p>	教育長 関係部課長
宮下寛	<p>コミュニティバス運行について</p> <p>市民の高齢化が進み、日常生活に支障が出ている中で、「一日でも早く」と強く望まれているのが、コミュニティバスの運行ではないのか。その運行の動きが見えない。遅れているのはいかなる理由か伺いたい。</p> <p>住宅リフォーム助成制度の実施について</p> <p>福岡県下の自治体における「住宅リフォーム助成制度」の実施が相次いでいる。こうした事態を市長はどのように考えているのか伺いたい。</p>	市長
掛田るみ子	<p>障がい者施策について</p> <p>①本年4月から施行の「障害者総合支援法」では、市町村の実施する地域生活支援事業として、新たに4つの事業が追加されます。本市の取り組みについてお伺いします。</p> <p>②本年4月から施行されます「障害者優先調達推進法」にあたり、本市の障がい者の自立、就労支援の取り組みについてお伺いします。</p> <p>③昨年10月に「障害者虐待防止法」が施行されましたが、本市の取り組み状況をお伺いします。</p>	市長

議案の委員会付託表

平成25年3月7日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第1号議案	平成24年度中間市一般会計補正予算(第4号)	別表1
第2号議案	平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)	市民厚生
第3号議案	平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)	
第4号議案	平成24年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業消防
第5号議案	平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	市民厚生
第6号議案	平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
第7号議案	平成24年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)	
第8号議案	中間市情報公開条例の一部を改正する条例	総合政策
第9号議案	中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
第10号議案	中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	産業消防
第11号議案	中間市市営住宅条例の一部を改正する条例	
第12号議案	中間市防災会議条例の一部を改正する条例	総合政策
第13号議案	中間市新型インフルエンザ等対策本部条例	市民厚生
第14号議案	中間市道路構造の基準に関する条例	産業消防
第15号議案	中間市道路標識の寸法に関する条例	
第16号議案	中間市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例	
第17号議案	中間市市営住宅等整備の基準に関する条例	
第18号議案	中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例	産業消防
第19号議案	中間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	
第20号議案	中間市道路線の認定について	

別 表 1

平成24年度中間市一般会計補正予算（第4号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	別 表 2
第 2 条	第 2 表 繰越明許費	各 委 員 会
第 3 条	第 3 表 地方債補正	総 合 政 策

別 表 2

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款別	款 名	項 目	付託委員会
2	総務費	全項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1項5目・8目	産業消防
		1項10目、3項1目	市民厚生
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目・3目の一部、2項1目・4目の一部、3項1目の一部	総合政策
4	衛生費	全項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目	総合政策
5	労働費	全項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目	市民厚生
6	農業水産業費	全 項	産業消防
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		2項3目の一部、4項1目の一部	総合政策
9	消防費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目・4目	総合政策
10	教育費	全 項	総合政策

午前10時00分開議

○議長（片岡 誠二君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

おはようございます。中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、中間市役所の最近の不祥事について質問を市長にさせていただきます。

順を追って、最近の不祥事を挙げたいと思いますけども、まず一昨年における高額療養費請求漏れ事件。平成19年4月より平成23年にわたる実に4年以上にわたり、高額療養費を患者本人にかわり中間市が各保険組合等に請求する請求事務を、担当職員が怠っていました。この請求金額のうち取り戻しができない金額は、当初約1,184万円の被害額と見込まれておりましたが、最終的には836万7,068円の被害額に確定し、その被害額ほぼ全額をその担当職員が返納するとともに、関係職員の懲戒処分が実施され、この一件に幕が閉じられました。

そして、昨年、平成24年12月に24年度の固定資産税、都市計画税の課税ミス事件が発覚、全納税義務者1万6,494人のうち影響のある納税義務者は1,718人、税金の増減がある納税義務者は1,067人、計49万8,000円の徴収ミスをしていたことが昨年12月18日に発覚し、関係職員の懲戒処分と市民の皆様へのおわびと、本年2月までの納付期限の第4期にて全額調整をし、この一件も終わっています。

さらに、昨年の平成24年度におきましては、生活支援課の職員が去年の5月に、女性に対するストーカー行為と器物破損で逮捕され、懲戒処分となっている事件もございました。

そして、市民を驚愕させたのが今回の事件でございます。生活保護費の不正受給でございます。平成21年7月から12月の間の事件ですけども、行われたことですけども、福岡市に住む福田運容疑者と、その内縁の妻であるウエノ・マリリン・ヌンシオ容疑者の生活保護申請に対し、本来不正を見抜く役割のケースワーカーであります中間市職員田中道容疑者と松尾励路容疑者の2名が担当しましたが、あろうことかこの4名と福田運容疑者

の実の姉である釜床かつ枝容疑者の計5名で結託し、生活保護費の架空請求により不正受給したことが本年1月に明るみとなり、1月29日に、中間市役所が福岡県警捜査2課による家宅捜索を受け、さらに福田容疑者及びウエノ・マリリン容疑者と釜床容疑者が逮捕されました。残る田中道容疑者は逃走を図ったのか、当初行方がわからなくなっていましたが、2月3日午後に鳥栖市内のホテルで偽名で宿泊しているところを警察に逮捕されています。その後、田中道容疑者を除く4名が2月19日に福岡地検小倉支部により詐欺罪で起訴され、田中道容疑者も2月25日に同じく詐欺罪で起訴されています。

このように立て続けに中間市の不祥事が、また今回の生活保護費の不正受給においても全国版でニュースで流され、全国に中間市を知らない国民はいないというほど知れ渡ってしまいました。これは本当に中間市のみならず、中間市民全員の名誉を傷つける大変な不祥事でございます。この不祥事が起こったこの原因、そのいきさつというものを徹底究明しなければならないと思っています。これは本人のみならず組織的な問題もあると思います。

そこで市長にお伺いしたいと思います。このように立て続けに事件が起きたのは組織的な問題だと思いますけれども、どこが問題だと思いますか。そして、その担当職員及び市長と管理職の責任のとり方、これをどのようにするおつもりでしょうか。市長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

当市の一連の不祥事に共通して言えることは、まず本人の公務意識、倫理観の欠如が大きな要因となっているということは言うまでもございませんが、一方ではご指摘のように、不祥事を未然に防ぐことができなかつた組織のチェック体制にも不備、甘さがあったということは否めないことでございます。

特に、組織的な対応を強化するためには、事務処理マニュアルの作成によりまして、新規配属職員においても業務内容が把握できる事務環境を構築する複数担当制の実施により、業務の進捗状況を複数で把握するとともに、相互チェック体制を整備するといった再発防止策を全庁的に取り組んでいるところでございます。

また管理職等々に対しましては、ミーティングを通して、業務の進捗状況の確認、把握はもちろんのことござりますけどもが、職員とのコミュニケーションの構築を図るよう重ねて指示をいたしているところでございます。

平成20年度から、当市もコンプライアンス研修を毎年実施をいたしておりますが、このような状況になりまして大変残念でございますし、また申しわけなく思っております。今後は研修内容を再検討いたしまして、さらなる職員の意識改革に努めてまいりたいと、

そのように思っております。

また市長、管理職の責任ということでございますが、職員が起こしました不祥事につきましては、私自身はもちろんございます。また管理監督の立場にあるものにとりましても、その結果責任が及ぶということは当然のこととございます。私自身、身を切る所存でございます。

また現在、生活保護費の不正受給につきましては、当事者否認のままの起訴ということになっておりまして、私どもも現在どういう内容で起訴されたのかということも把握し切れません。これから裁判の中で事件の全容が解明されることとなります。職員の犯罪行為等々が立証されれば、当然、関係管理職、また私自身も厳正に対処していきたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

一昨年の12月議会におきまして、高額療養費請求漏れ事件に対して、徹底究明するようにと私、申して、お願いしておりますけども、後ほどそれをやったのかと担当総務課のほうに尋ねたところ、それはやってないということでございました。総務からのそういう綱紀粛正のそういう内部達しだけで、そういう関係職員を招いてのその調査委員会というものを立ち上げてないということを聞いております。内部の調査もやってない。内部の調査どころか外部の第三者を招いた、そういう調査も本来ならばやっていかなきやならないと思っております。

また、松下市長が市長でないときに、平成15年当時におきまして、大島市長時代に、平成14年における職員の不祥事を契機として、平成15年に職員倫理条例というのができております。その職員倫理条例の中には、コンプライス委員会、第三者委員会をつくるという条文が出ております。今その条文どおりの第三者委員会というのをできていますでしょうか、お答えください。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。職員倫理審査会につきましては、この条例の中に設置の根拠がございまして、常設ということではなくて、諮問事項が発生したときに設置するという方向で今まで取り組んでおりました。それで平成22年の12月と平成23年の1月に、市のほうで今策定いたしております公益通報制度の要綱と、それから職員の懲戒処分の基準ということにつきまして諮問いたして、その答申をいただいたところでございます。5名の委員で構成されておりまして、学識経験者、それから市民代表ですね、そういう委員構成で設置することにいたしております。今市長が申しておりますコンプライアンス委員会の

設置というのは、この職員倫理審査会と目的を同じくするものでございますので、この職員倫理審査会を今後充実強化していくという方向で検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

先日新聞を見ておりましたが、先月の22日に松下市長は、そのコンプライアンス委員会をつくっていくということを21日発表したということが書いてあります。そのコンプライアンス委員会、第三者委員会というのは、今総務、白尾部長が言ったような内容で、職員倫理条例におけるそういうコンプライアンス委員会、第三者委員会を強化した組織ということでおいいんでしょうか。新しくほかの組織をつくるということじゃなくて。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今回コンプライアンス委員会設置というそのことを考えておりますが、これは今議員言われました中間市職員倫理条例、また政治倫理条例、それと公益通報制度等々、有効に活用しながら、そのコンプライアンス委員会を有効利用していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

そのコンプライアンス委員会というのはよくわからないんですけども、なぜそういうことがあるたびに全部その委員を呼ばないんでしょうか。そしてまた、その委員の人数と、よければその氏名もお答えください。あと任期ですね。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。今委員となっていただいている方というか、実は任期は平成24年の12月21日で切れているんですけども、任期は2年間になっておりますので、21年の12月22日に委嘱いたしまして2年間で切れております。すいません、22年の12月ですね。

○議員（4番 佐々木晴一君）

22年、22年の12月で切れてるの。

○総務部長（白尾 啓介君）

いいえ、22年の12月22日に委嘱いたしまして、それから2年間の任期がございま

すので、24年の12月21日までですね。去年、昨年の12月21日までの任期でございました。委嘱しておりましたのは、まず行政相談員の方ですね。

○議員（4番 佐々木晴一君）

はい。何名。

○総務部長（白尾 啓介君）

全部で5名です。委員は5名で市民代表と学識経験者ということでお願いいたしております。

それで、委員となつていただいております方は行政相談員の女性委員の方1名、それから市民代表として婦人会のほうから出ていただいている方が1名、そして市の職員OBが1名、そして中間市銀行協会から出ていただいている方が1名、そして司法書士の方が1名と、そういう委員構成でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

24年12月21日で任期切れ、それから以降は再任されているんですか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

その任期が切れたままでございまして、今度コンプライアンス委員会を立ち上げる中で、新たに委員の方を、今度はもう少し専門的な弁護士さんとか大学教授とか、そういう法令関係の専門家の方に入ってもらって、新たにそういう委員の委嘱をしていこうと考えているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

このコンプライアンス委員会の委員の5名の方の任期中にあった、高額療養費請求漏れ事件、平成23年の9月時点、そして去年の12月はぎりぎり任期中だったと思いますが、固定資産税の課税ミス、そして去年の5月の生活支援課の職員のストーカー行為及び器物破損事件、これらの3件、この委員の人たちを招集したんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

委員の方を招集はいたしておりません。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

このような大事な不祥事事件になぜ招集しなかったんですか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

これまでそういう不祥事が起きましたたびに庁内において綱紀の肅正を行いまして、いろいろマニュアルの作成とかに取り組んできたところでございます。平成23年の9月のときもこの不祥事を受けまして、マニュアルの作成と全事務量調査を行って、複数担任制の徹底等を行ってきたところでございまして、これまでそういう取り組みをしてきたわけでございますけれども、やはりそういう中でこういうまた事件が発生してきているということから、ここは第三者委員会に職員倫理について、こちらのほうからお願いをして、いろんな対策を審議していただこうということから、このたび設置する方向にいたしていくところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

私は、この一昨年における高額療養費請求漏れ事件のときに、これは大きな、大変な事件だから、退職した職員を初め、関係する職員を事情聴取して、徹底的にどうしてこういうことが起きたのか、4年間もどうして見過ごしたのか、これはもう何ヵ月じゃない、1年とか何ヵ月じゃない、4年間です。実に4年間もこういったことを見過ごしていた、その原因、これを徹底究明すべきでした。それを内部調査でもやらなかつた、第三者委員会でもやらなかつた。それを曖昧にしてきたからこそ翌年における職員におけるそういうストーカー行為や、昨年における課税ミス、今回の生活保護費不正受給、これに発展していったことは、これは明らかだと思います。最初を曖昧にしてきたからこそ、今回の事件が起きた。

そして、最初の高額療養費請求漏れ事件のときに、市長もまた昨年における12月における固定資産税、都市計画税の課税ミスのときには、市長も懲戒処分を受け、今回の議会においても、市長の減給の条例案が出ておりますけども、最初のこの高額療養費請求漏れ事件から市長も襟を正して懲戒処分を甘んじて受け、関係職員も本当に全てを明らかにしていく、そういう体制が必要だったにもかかわらず、最初を曖昧にしてしまった、これが甘さがゆえに今回の生活保護費不正受給事件に発展してしまった、私はそう見ております。ですので、本当に最初でしくじったと思っております。

市長、そこら辺は最初のあそこでちょっと失敗したなど、私が言うように思われますか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長でしょう。（「いやいや、ちょっと待ってください」の声あり）

○議員（4番 佐々木晴一君）

4年、4年です。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

高額療養費、また課税課職員の不祥事等々は、これは不作為の事案、事件でございます。しなければいけないことをしなかったことによります突発的な事案でございます。またそういうことを見抜けなかつたという管理体制というのは本当に甘いなど、私自身も痛感いたしているところでございます。今後は、このようなことがないように徹底したその管理体制を一から十分にやっていきたい、そんなふうに思っているところでございます。

今回の先ほど生活保護費の不正受給にかかわったという事案につきましては、これは今までの不作為による事案と少し違っております。これは考える時間というのは十分あつた中での今回の事件でございまして、この件に関しましても、私自身どうして踏みとどまることができなかつたのかなという、本人自身がこれだけの家族もあり、社会的な制裁を受けながら、また将来のことを考えれば、このような職員が出ること自体、私自身考えられないことでございます。

しかしながら、こういうふうな職員が出たということに対しまして、本当に責任を感じておりますし、いろんな意味でうちの管理体制というのが本当に甘いということを痛感をいたしております。

今後は、先ほど言いましたようにコンプライアンス委員会等々立ち上げながら、徹底的な管理体制等をつくってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

一連の不祥事事件が出た担当部署、保健福祉部白橋部長に、これだけ立て続けに高額療養費から、ストーカー事件から、そしてまた生活保護費不正受給に至ったこの経緯、そういう内部の問題点はどこだと思いますか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

まずこのような事件が発生したことについて、市民の皆様の福祉行政、特に保護行政に対する信頼を大きく失墜させたことは、部長として重く責任を受けとめているところでございます。今後、これまで以上に各課長と連携を図りながら、日常業務の管理監督の徹底に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

白橋部長としては、今回の事件を契機にして、どう責任をとっていくつもりですか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

本事案については、その時期が来ましたら、懲戒委員会のほうにおいて、自分を含めて関係職員の処分がなされるということになると思います。その決定に従うということでございます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

高額療養費請求漏れ事件のときから白橋部長、内部調査というのは多分してなかつたんではないかと、私はしたという報告受けてませんので、していないんじゃないかと思いますけど、これを契機として、もう一度徹底的に内部を調査してみるつもりはありますか。関係職員を事情聴取しながら。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

本事案についての関係職員、これは逮捕されておりますので直接聴取することは、事情を聞くことは今の段階ではできません。ただ警察等に保護課の職員で事情を聞かれた職員いますので、そのあたりの聴取は現在も行っています。事件の全容については、裁判の中で明らかになると思いますので、それを踏まえながら、今後の対策に努めたいというふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

この懲戒処分というのは、当然現役の方を対象にした処分です。ですから、退職した人は処分されません。しかし、本当はそういう退職した方、当時いた管理職の方々が非常に重要な証拠、重要なそういう内容を持ってます。ですから、そういう方たちを招いて事情聴取しないことには根本解決には絶対なりません。警察に任せても、そういうコンプライアンス委員会に任せても、その内部調査をしない限りは、これはもう絶対にまた第2、第3の事件が起きることは間違ひございません。これはですね、市長、市長の権限でやっぱ

りやるしかない。担当部長や担当課長の域でできることではない、そう思いますけれど、市長としてはやるつもりないですか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

時間をかけて、このような事案がなぜ起きたのかということを徹底的に調査をしたいと、そんなふうに考えております。また、そういう調査をする委員会を立ち上げるようにいたしているところでございます。

言いますように、どうしてこのような事態が、事件が起きたのかということをやはり調べて、その原因がどこにあったのかということも含めまして、しっかり調査をしたいと、そのように思っておりますし、さっき言いましたように、委員会を立ち上げて調査するように指示をいたしております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

今回のこういう事件が起きたというのは、内部に緊張感がなかったからだと私は思っております。その象徴として、よく市民の皆様からも指摘されておりますように、外部における喫煙所、就業中でありながら普カ普カする。前はもう皆さんが遠賀橋から見たら、正面の3階の喫煙所から、もう外を見ながら喫煙する職員までいた。そういう気の緩み、そういうことがこういったことになるんではないかなと私は思っております。

最近、総務課のほうから訓示でしょうか、就業中は喫煙してはならないという、昼休みだけというお達しが出ているみたいでけども、それ間違いないですか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この通達につきましては、本年2月12日付で出しておりまして、勤務時間中の喫煙を慎み、休憩時間に所定の場所にて行うことという通達を出しております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

それに反して、就業中に喫煙した者はどういう処分をされますか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

職務専念義務があるわけでございますけども、これはまずは職場長の管理監督のもとに

行われるべきものであって、職場長が厳重注意するなり、そういうところから始まって、どうしても改まらない場合は次のステップに入るのかなとは思いますけど。まず監督者の責任においてこれを注意していくものだと考えます。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

たばこの一件は、私が行革で平成18年3月議会で質問した折、市長はたばこを吸うことは気分転換にもなっていい、そして年間2億5,000万円ぐらい税金が入ってくるので、どんどん吸えとは言わないけれども、そういうことも必要なんだという見解を述べております。市長がやっぱりそういうお考えだからこそ、職員も普段就業中にやってたんじゃないかなと思ってます。それがそういう気の緩みが、結果として今回のような一連の事件に発展したと、私はそういう見方もあり得るんじゃないかと思っております。

そしてまた、職員厚生会、国が職員厚生会、互助会に対する公費支出はだめだと言ってるにもかかわらず、もう全国でもほとんどがやめているのにかかわらず、中間市だけは依然として続けている。そして、私たちの公費の中から、初婚であれば6万円、再婚3万円、子どもたちが入学すれば1万円とか、そしてまた育児休業援助金、月4万円とか、銀婚式だと6万円、そしてそういったことが勤続25年であれば10万円の商品券を与えるといったことを、もうお手盛りのそういう福利厚生がまかり通ってやられている。そしてまた退職者の医療費も窓口で払った、市職員の退職者は4割、今年度からは3割戻ってくる、還付される、こういった還付されるお金も私たちの税金が使われている。こういった互助会に対する甘さ、これが結局は今回の職員における一連の事件を発展してきたものだと思っております。もっと緊張感を持って、もっと職員に対する指導というものを、そういうものを市長が徹底してやれば、もっと早くからやればこういった事件も発展しなかつたんじゃないかなと思っております。

市長も今回の一連の事件、生活保護費事件においては、本当に何とかしなきゃいけないと思っていると思います。そしてまた、それなりの責任を何とかとってくれることだと思っております。それは市長だけに言ってることではなく、議会もまた当然責任を負うべきでございます。職員も責任を負い、市長も責任を負い、議会も責任を負う、これがやっぱり行政の役割じゃないかなと思っております。ともに市民を束ね、市民を指導する、市民のお手本となるべき行政職、議員ともに襟を正して見本となるような、そういう歩みをしなくてはなりませんし、今回の事件を通して頭を丸めるような、そういう気持ちが必要だと思ってます。

もう議会におきましては、大幅に定数の削減、今19議席ですけども、もう半分近くにしてもいいんじゃないかと思っております。議員歳費も大きく20%、30%下げてもいいんじゃないかと思っております。それほどやっぱり身を削って、やっぱりやらなきゃな

らない。そしてまた、できればもう議会解散してまでも出直し選挙をしなきゃならないと思つてます。

市長もまた信を問わなきゃならないと思っています。7月の任期ですけども6月選挙ということを聞いておりますけれども、6月待たずに今もう辞職して市民の信を問う、そして議員も信を問う、そういうことでもいいんじゃないでしょうか、市長。どうですか、今回の責任のとり方としては。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いましたように、徹底的な意識改革も含め、管理体制等々構築するのが私の任期までの使命だと、そのように思つております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

それではですね、市長、前回の市長選挙のときの公約においても、行財政改革というのは、第2番目にどかっと出ているわけで、行財政改革の最たるもののが今回のような事件だと思います。こういったことでどれだけ市民の血税が無駄にされたことか、そういったことを思うと、やはりこれを根本的に解決するためには、やはり責任をとるべきものが責任をとる。やはりこれをしないとするすると、またこういうことをしても許されるんだということを、そういうことを意識づけてしまうんじゃないかと。処分する人間は処分する、責任をとるべきものは責任をとる、こういったことは今回の事件を通してやるべきだと思っております。市長も職員も議会も全部が責任をとっていく、（「そのとおり」の声あり）こうすべきじゃないでしょうか。もう一度市長、そこら辺のところをお考え直しすることはできませんか。そしてまた議会に対してはどう思われますか。議会も責任あると思われませんか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは市の職員の起こした事件でございますし、またそれを管理監督するのは、私でございます。当然私に責任があろうかと思いますが、市民の代表でございます議員の皆様方にも、私、ご迷惑をおかけしたと、そのように思つておりますし、先ほど申しましたように、少し緊張感のなさ、また管理体制の甘さというところも気にしております。そういうところの改革、徹底的にやりながら、一日も早く市民の信頼を取り戻していきたいと、そのように思つております。

私自身も市民の皆様方に大変迷惑をおかけいたしましたし、また議員の皆様方にも大変

迷惑をおかけしたと、そのように思っております。今後、このようなことが起こらないように、徹底した管理体制等々を構築してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

市長、3期目、7月の任期切れにおいて3期目を出られないんならば今のお考でいいでしょうけども、出られるなら、やっぱり何らかの対処をしていかなければならない。

市長、3期目は出られるお気持ちはあるのでしょうか。（発言の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まだそういう段階ではございません。このように市政混乱を起こしている中で、そういうことはお答えを申し上げられないと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

私も議会の立場から、議員という立場から本当に中間市を刷新していくために、具体的な行動に移していきたいと思っております。市長も具体的な行動をしていただくことを本当に期待しておりますので、ともに力を合わせて、本当に中間市を刷新していこうじゃないですか。よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

おはようございます。新創会の藤本利彦です。今回は、新創会を代表して質問をいたします。

生活保護費不正受給容疑による市職員の逮捕についてお尋ねいたします。

新聞やテレビなどメディアで全国的に報道され、一躍中間市の名前を有名に知らしめた今回の事件、1月30日9時8分に1名逮捕、2月3日18時23分に1名逮捕、その後2人とも起訴されております。報道によると、私的で受給者と共謀して生活費を詐取したことですが、2名とも現段階では否認をしております。捜査途中で事実関係は明白ではないとのことですが、事実であれば到底許されることではありません。松下市長の見解を伺います。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今回の事件に当たりましては、私ども市の職員、本当にこのようなことを起こすということは考えられないことでございました。実際、私どもには情報というのがほとんど入ってまいりません。ただ入ってまいりますのは新聞報道、それと新聞記者等々お話しする中の情報でございます。新聞報道、またそういうことが事実ということであれば、これはもう大変遺憾なことでございますし、到底許されることではございません。

今後はそのような進捗を見ながら、その時期が来れば、しっかりと対応したいと、そのように思っておりますが、やはりこのような事件が起きましたことは、公務員としての自覚のなさがまず第一でございます。これは職員の倫理条例にもございますように、市民の奉仕者という認識の不足、またその職責の重さを理解していない部分もございます。またこのような不祥事を起こしたときの社会に与える影響、これに対する私自身、想像力がなかったのではないかなど、こうしたらこうなるという先読みができない、そのような職員が何となく増えているような状況だと思っております。

しっかりとコンプライアンス意識を持ちながら、自分の仕事がどのような責任のある仕事なのかということを、その自覚も含めまして、1から10ですね、私自身いつも言っております小学校の子どもを預かっておるんじゃないと皆さん方に申し上げたこともございます。大の大人がいい悪い判断できるわけでございまして、そういう中でこのようなまた事案、連続して起きております。大変、私自身恥ずかしい思いをいたしております。一つ言えば、四つ、五つわかるのかなと私自身、本当に思ってきたんでございますが、私自身の考えも甘うございました。これからは1から10、徹底した指導監督、管理をやっていきたいと、そのように思っております。

○議員（14番 藤本 利彦君）

この件に関して、今市長のほうから返事をいただきました。コンプライアンスの件につきましては、後でまた質問させていただきたいと思います。

ここで市民の皆様の声を一部だけ紹介させていただきます。70代の男性が電話で、「全国に報道され、恥である。事件について議会はどのように対応しているのか。議会として早急に市長に責任を追及すべき。責任をとらせるべき。」というような強いお叱りをいただきました。

もう一人、60代の女性。これは私に直接言われた話でございます。「松下市長は何しようなるとね。こんな不祥事を何回も続けて起こして。中間市という名前に傷をつけて。全国的に悪いほうに有名にしてしもうて恥ずかしいばい。中間市というところは何でもありの町ね。情けないばい。市長は責任をとる気はるとやろうね。あんたもそうたい。議員なら、ぼおっとしとかんでしゃきっと目をあけて仕事せんね。ほかの議員にも言うとき。」。

市長、こういうことを聞かれて、どう感じられましたか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われても仕方のない状況に今中間市はございます。

○議員（14番 藤本 利彦君）

はい。全くそのとおりだと思います。

○議長（片岡 誠二君）

藤本議員、挙手。

○議員（14番 藤本 利彦君）

はい、申しわけございません。いいですか。

○議長（片岡 誠二君）

はい、どうぞ、藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

そういうことで、やはり行政のトップたる市長、あなたの責任ですので、部下がどうあれこうあれ、市長がやっぱり責任者です。で、こういう声は真摯に受けとめてもらいたいと思います。

今回の事件で事実は明白になってはいませんが、2名の逮捕者が出て、中間市を失墜させたことは事実です。一番の被害者は市民の皆様です。事実が明白になったときは、市長は市民の皆様にどのような方法で謝罪をされますか。また自分自身の責任はどのようにおとりになられますか、お聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは説明責任当然ございます。いろんな方法で説明責任を果たしながら、身を切りながら、また先ほど申しましたように、このような事件等々起きないように、しっかりした管理体制をつくっていくのが私の務めというふうに認識をいたしております。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

まだこの事件が捜査中と、それから起訴だということで、裁判になるんだと思います。そこで事件の事実が明白になった折には、再度市長には質問をさせていただきます。

それからお願ひですが、正規に受給されている方には支障のないようにお願い申し上げます。

次に、コンプライアンス、法令遵守についてを質問いたします。

市職員の不祥事が連続して起きていますが、市は職員に対してどのようなコンプライアンス研修を行っておられますか、お伺いします。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

近年、法令遵守や服務規律の徹底が強く叫ばれている中、本市におきましてもその必要性に鑑み、平成20年度から職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしております。

研修の内容は、コンプライアンスと公務員倫理、地方公共団体における内部統制のあり方など階層に応じた幅広い研修内容といたしております。平成20年度から現在までに計7回の研修を実施しておりますけども、受講対象職員は、勤続年数5年以上の職員から係長級、それから管理職職員まで満遍なく受講対象者を広げており、現在まで延べ320人の職員が受講いたしております。

またこのたびの不祥事を受けまして、先月21日に折尾警察署刑事管理官をお招きし、公務員と犯罪についての研修を実施いたしております。この研修につきましては、折尾署の協力を得ながら、今後全職員に受講を実施してまいります。

今後は、研修等を通じ、職員一人一人が倫理観を高め、公正公平な職務の遂行に努めるよう、これまでの研修に加え、新たな職員研修の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

今、部長が言われましたようなことを、職員の方は本当に自覚を持たれれば、こういうことも起こらなかつたんではないかなと思いますが、その前に、まず地方公務員として職員に採用された時点で、地方公務員法という法律に縛られている件があると思うんですが、ちょっと言いますと、地方公務員法第32条では、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されておりますよね。これは法令遵守、それこそコンプライアンスを守れということでございますよね。これは間違いございませんか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

間違いございません。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

そういうことでね、採用された時点でこういうふうに、もう法で縛られるとのわけね、職員は。これが守れないということになれば、これは資質が問われますかね、どうですかね。個人の資質の問題だとお思いですか、市長。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ公務員だから法を守らなければいけない、そういうふうに地方自治法しかり、うちの職員倫理条例しかり、しっかり法を守りなさいということでございますが、これは人として当然のことです。公務員だから、この条例に沿って、また法律に沿って法を守りなさいということではなくて、当然そういう縛り、しっかりございますけれどもが、その以前の問題として、しっかり法を守るということは、これはもう当たり前のことだと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

そのとおりだと思うんですね。こういうふうに、地方公務員法にということになれば、公務員になれば、こういうことはもう定められておるということはもう皆さん自覚されておると思うんですね。それができないということであれば、それは管理監督、指導の問題だと思うんですよ。この件について市長、どうですか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いましたように不作為、これは単純ミスも含めまして、これは突発的なその事案は起こり得る可能性、十分ございます。これ人間でございます。ミス、しかしそれを直ちに発見、指摘できるようなその管理体制がなかったということと、今回このようなまだ起訴中でございますけれどもが、これが事実ということであれば、これはまさに人の道を外したようなことでございます。

先ほど、管理監督者というお話でございますが、個人のそういうふうな人間としての品格も含めまして、資質の問題だと、そんなふうに思っております。言いますように、家族も含めまして、社会に与える影響というのも大変なことでございまして、そういうあたりのその自覚のなさというのは、当然私どもはこのようなコンプライアンス講習等々の中で

しっかりとその勉強してもらわなければいけないところでございますけれども、そういうあたり、やはり外れた職員が出てきたということに対しまして、十分管理監督責任は考えておりますけれども、言うように個人の問題も大きなウエートを占めているんじゃないかなと、そんなふうに思っておりますし、職務上だけの管理監督だけではなく、身上、身の上ですね、コミュニケーションをしっかりとりながら、職員の少しかつとなって言うことがあれば、コミュニケーションをとりながら少し内面にも入った中で対応していきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

今市長が言われましたコミュニケーションをとるということ、これは本当に大事なことだと思います。だから、個々の資質はそれは凸凹あろうかと思いますので、管理者たる皆さんは、そのあたりをよく見極めた中で、ひとつ指導のほうもお願いをしたいと思います。

続きまして、中間市には中間市職員倫理審査会、それから中間市公益通報者保護制度実施要綱というのがあると思いますが、この目的とか趣旨を簡潔に説明いただきたいんですが。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。初めに職員倫理審査会でございますけども、職員倫理審査会は、平成15年に施行いたしました職員倫理条例に基づき設置する組織でございます。学識経験者及び市民による5人の委員で構成されるものでございまして、審査会の任務は倫理条例の改廃に関すること、職員倫理の保持及び法令遵守体制の整備に関し、調査、答申、建議することなど、職員の倫理保持に必要な諮問機関として設置するものでございます。

それから公益通報者保護制度でございますけれども、この制度は公益通報者保護法に基づき、本市も要綱を制定し、平成23年の7月1日から施行しているものでございます。この制度は、公益通報があった場合に市がとるべき措置を定め、法令違反を防止し、公正な職務の遂行と市民の信頼確保、公正な市政の運営を図ることを目的とする制度でございます。通報者の保護を図りながら、通報事実の調査を行い、法令違反の行為が判明すれば速やかに是正措置、または再発防止策を講じるというそういう制度の趣旨でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

それで部長、お尋ねしますが、倫理審査会、これが22年度から24年度の12月まで

ということを先ほど話がありましたですよね。その中で何回ほどその活動っていったらおかしいけど、そういう会合は開かれました。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

その間に2度の審査会を開催いたしております。

○議員（14番 藤本 利彦君）

ありがとうございます。それで、こういうふうに市長がコメントされておる第三者委員会を、コンプライアンス委員会を立ち上げますよということをされております、コメントね。その中で今言いました倫理審査委員会ということとの整合性ということでお尋ねするつもりでしたが、先ほどもう部長のほうから説明がありましたので、ぜひこれは早急に立ち上げていただきたいと思います。もうここで聞くだけじゃなくてですよ、必ずこれ立ち上げてくださいね。もうそういうことが一番大事なことだと思います。本来から言うたら、こういうこと何もないでもいいんですよ、職員がぴしっとしとけば。そのあたりがちょっと気の緩んだところが見えますので、やっぱりこういう制度をつくる、審査会をつくるということでやっていただきたいと思います。

それから次に、懲戒委員会についてお伺いいたします。

平成17年から24年、7年間、この中で8件、18名の処分者が出ております。それ以前を調べさせていただきますと、平成元年から平成17年、16年間で8件、19名の処分者が出ております。17年からは松下市長の任期ではなかったかと思うんですが、どうしてこんなに多いのか、何か要因でもあるのか、市長にお伺いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の代になっていろんな不祥事が起きている、特に2期目に入りまして、いろんな問題が噴出いたしております。原因は、何かと申しますと、私の管理監督不行き届きということ以外には申し上げられないわけでございますけれどもが、先ほど言いましたように、私どもは優秀な職員たくさんおります。うちの職員、ほとんどは一生懸命、本当に仕事をやっている連中でございまして、その中にこのような職員が出てきたということでございます。公務員としての適性検査も含め、私どももしっかり面接をした中で職員を採用いたしております。しかし、こういうふうな状況ということは、もうまさに先ほど言いましたように、私の責任だとは十分承知をいたしております。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

市長も素直に自分が悪いんだということを認めていただきましたので、これからもひとつよろしくお願ひ申し上げます。

関連しまして、処分者は、それから昇給、昇格というような処分後のハンディー的なものはあるんですかね、部長。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

懲戒処分後の処遇につきましては、処分の軽重に応じて昇給、退職手当、あるいは共済年金等に減額措置があつたりして不利益な部分がございます。昇格につきまして、特別な基準というのはございませんけれども、当然にこれは考慮されるべきものであろうと考えます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

私、これはもうこれを聞くのは、民間であれば、まだまだ厳しい措置をとられるわけですよ、処分者に対してはね。まず給料が減りますよね。それから昇格もしませんよね。課長どまりだというようなところもありますし、それ以上は行きませんよということですが、ちょっと公務員はですね、違うような状況だということで、昇給についてはそういうハンディーはできますと。それから昇格については、それはもう最高責任者が任命することだから、そういうことはわかりませんよということの理解でいいんですよね。そういうことですね、部長。

○議長（片岡 誠二君）

部長、どうぞ、白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

昇格につきましては、そういう特別な基準というのは設けておりませんので、そこは裁量行為になるかと思います。

○議員（14番 藤本 利彦君）

はい、ありがとうございます。いいですか、議長。

○議長（片岡 誠二君）

はい、どうぞ、藤本利彦君。

○議員（14番 藤本 利彦君）

3月で24年度は終わります。ぜひ25年度からはね、それこそ行政もそうですが、私ども議員団も一緒になった中で、ひとつ気持ちを引き締めた中で再度こういうふうな事案が起こらないようにやっていきたいと思います。

今後は市民の皆様の信頼が得られるような役所になってほしいと思います。ぜひ職場の皆様一人一人が自覚を持って頑張っていただきたいと思います。議員団も頑張りますので一緒にやりましょう。

これで質問を終わります。

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

おはようございます。中間クラブの植本種實でございます。通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

まず教育長にお尋ねいたします。中間の子どもたちが元気で伸び伸び育つのは誰しもの願いであります。が、現実は非常に厳しく、難しいものがあります。

そこで、新たに就任された増田教育長に、教育に対する所信を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

初めての議会であります。不慣れな点も多々あろうかと思いますが、誠心誠意答弁させていただきます。よろしくお願ひいたします。

今後の本市の教育についての所信を述べさせていただきたいと思います。

私は、吉田前教育長のあとを受けまして、1月4日付で教育長を拝命いたしました。教育長という職責の重さを日々感じながら、微力ではございますが、中間市全体の教育水準の向上に向け、努力していく所存でございます。

吉田前教育長は1期4年の在任でございましたが、中間市の教育の振興と活性化に努力され、大きな成果を残しております。前教育長の成果を踏まえながら、少しづつでも私自身の力を発揮していければと考えております。

それでは、まず学校教育における施策について申し上げます。

本市におきましては、学力向上、生徒指導、いじめ等さまざまな課題がございます。これらの教育課題に対して真正面から全力で取り組んでまいりたいと考えております。

第1に、児童生徒の「生きる力」を育む教育の推進に取り組みます。具体的には、まず確かな学力の定着と向上を目指した取り組みを充実いたします。市内各小中学校におきましては、基礎学力の確保や発展的な学習の充実に務め、一人一人の確かな学力の定着と向上に務めます。そのためには少人数指導やチームティーチングなど個に応じた「わかる授業」を目指します。またゲストティーチャーや地域人材、学習サポーター等をこれまで以上に活用し、授業の活性化を図るとともに、個に応じた多様な教育を実施したいと思いま

す。同時に、指導主事を各学校へ派遣することで学習指導要領についての研修や、その授業づくりに関する研修の充実を図り、教職員の資質向上を目指します。

第2に、子どもたちの豊かな心を育む教育の充実を図りたいと思います。学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、児童生徒に心豊かな人間性を培い、「生きる力」を育成する教育活動の展開に務めます。道徳の時間はもちろんのことです。各教科や特別活動など全教育活動を通して、道徳的心情や実践力を培うとともに、確かな人権意識を持った子どもの育成に務めます。

第3に、児童生徒の健康、体力の増進に努めたいと思います。「生きる力」の基盤となる心身ともに健やかな児童生徒の育成を目指し、健康教育や体力づくりの推進に務めます。体力づくりカリキュラムの充実とともに、望ましい食習慣を身につける食育の推進、低年齢化が進む薬物等の乱用を防止するための指導等に取り組んでまいります。

最後に、その他の重要課題である生徒指導や特別支援教育の充実推進にも努力してまいります。

以上の教育内容の充実に当たり、教職員の実践的指導力の向上にも対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、社会教育について申し上げます。

第1に、社会教育施設を活用した生涯学習のまちづくりの推進です。昨年リニューアルいたしました市民図書館を初め、中間市さくらの里地域交流センターや中間市中央公民館といった施設を活用し、子どもの読書活動の推進や、「市内の歴史講座」、「市民悠久大学」、高齢者対象の「きらめき大学」など、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に充実した生涯学習の機会を提供し、行政と市民が一体となった生き生きとしたまちづくりを推進したいと思います。

第2に、青少年の健全育成に務めます。通学合宿や少年の主張大会など、子どもが主体となった事業を積極的に推進するとともに、スポーツを通した体力向上とか、健全育成のための各種大会やスポーツ教室の事業を展開するほか、一般市民のスポーツ事業も充実させます。

第3に、文化財保護と芸術文化の振興です。平成27年の世界遺産登録を目指す八幡製鉄所遠賀川水源地ポンプ室を初め、市内の文化財を活用した観光振興・地域活性化事業に取り組みます。また「コミュニティ文化祭」、「美術展」等、長年市民に親しまれ、地域に根差した文化事業を継続するとともに、芸術文化グループの活性化と活動拠点となる市民会館の利用促進に努めたいと思います。

以上が、私の教育長としての所信でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

ありがとうございました。ただいまの所信をお聞きして、教育長の教育に対する熱い気持ちがわかりましたが、熱い気持ちだけではなかなか問題は解決しないところもあります。私たちは全力で応援しますので、ぜひ頑張ってください。と、激励が先になりましたが、少し先に進めさせていただきます。

中間市は、土曜日、月1回土曜日の授業をやってますけども、これは今後ともやられるつもりですか。それと全体的な流れとしては、土曜日が全部授業をしようという流れになっていると思いますが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

土曜日の授業につきましては、遠賀郡全体で調整しながら、中体連の大会とかその他の大会もありますけども、小学校、それから中学校においては、小学校においては年間6回、中学校においては年間3回の予定で土曜授業を活用したいというふうに考えて、今計画しております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

もう一つお聞きしたいのは、全体的に政権がかわって、土曜日、もう全部授業しようという流れになってますけど、どういうお考えかなと、そこを聞いてます。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

今政権がかわりまして、土曜日の活用という形で、そういうふうな、今施策が考えられている状況でございますけども、現在といたしましては、いろんな法律に基づきまして、5日制の授業という形で行っておりまして、今後も国の動向を見ながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

まあ土曜日も授業したらどうかと私は思っています。

次に、いじめの問題については、具体的にどのような取り組みをされていますか。今いろいろいじめ問題について、調査しているようなところもありますけど、どうされていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

いじめの問題でございます。いじめは児童生徒の心身の健全な発達に大きな影響を及ぼす、命にかかわる深刻な問題であると捉えております。そして、いじめは「いじめられる側の精神的、身体的な苦痛の認知」を第一義として捉えなければならないというふうに考えております。学校や学級の中できめ細かな児童生徒理解を行うのはもちろんのことですけども、いじめの構造の本質的な理解や、いじめのさまざまな様態や動静に対応できる教師一人一人の力量や注意義務が求められているというふうに思っております。

それでいじめは、児童生徒の日常生活の延長の中で生起しているところがございますので、その行為がいじめに当たるか否か、その判断が非常に難しいという特徴がございますので、日常生活の中で、友だち関係を巡るトラブルとかけんかにつきましても、いじめへの発展の可能性があることを踏まえながらやらなければならぬと考えております。初期の段階におきまして、その対応を真摯に行い、保護者の皆様との連携のもとにトラブルの解決を図っていくことが、いじめ防止にとって非常に大切なことであるということで、学校にもそういうふうな形で指導しておるところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

今言われたようなことをちゃんとやっていただいて、いじめがなくなるということはすばらしいことですけども、私としては、それぐらいではなくならないだろうと思っています。そこでなくすにはどうしたらいいかというと、私は先生が忙し過ぎるんじゃないかと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

先生が昔の先生たちは私たちと、生徒と遊んだり、一緒に給食を食べたり、それからお話をしたりということがありましたけども、今は先生を、言葉で言うと、雑用に追い回されて時間がないというふうに聞いています。先生も昔は楽しい仕事だったけども、今は教師という仕事が何となく辛く、重たい仕事だというふうにとられています——の、先生が多いと聞いています。そういう辛く重たいような仕事で接したら、伸びやかな元気な子どもが育つわけはないと思います。教育委員会というのは教育をするのではなく、教育という土俵をつくるというか、グラウンドをつくるのが仕事だと思いますけども、そのようなところからどのようにお考えでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

議員おっしゃるとおりでございまして、今私、教育長になりまして、学校の校長先生たちとヒヤリングさせていただきまして、本当に中間の学校の先生方は非常によく頑張られていると思っております。ただ本当に夜遅くまで頑張っているということで、なかなか今

小さな煩雜な仕事に追わされて、生徒に接する時間が、前に比べたら本当にくなつたというのも現状でございます。

それで、校長先生たちにお願いしながら、もう無駄な仕事、それから役割の終わった仕事については遠慮なくスクラップしてくれと、そしてあいた、つくった時間を生徒に接してくれというふうな形でお願いしているところでございます。委員会としてもなるべく無駄な仕事を学校現場におろさないような形で、あいた時間、本当に生徒に接するような時間を今からつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

おっしゃるとおりと思います。先生が職員室だけにおるんじやなくて、できる限り教室におられるような状況をつくっていくのが教育委員会の、また教育長の仕事だと思いますので、先生が子どもと遊ぶ時間、接する時間をなるべくたくさんつくるようにしてやってください。よろしくお願ひいたします。

次に、体罰の問題についてお尋ねいたします。体罰については、今どのように取り組まれていますか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

体罰の問題についてお答えいたします。

もう議員もご承知のとおりと思いますけども、体罰は学校教育法の第11条で禁止されております。また平成19年度の文部科学省の、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」の中で述べられておりますとおり、校長及び教員は児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても殴る、蹴る等の身体に対する侵害、正座・直立等の特定の姿勢を長時間にわたり保持させ、肉体的な苦痛を与える体罰を決して行つてはならないとなつております。

またなお、部活の指導を行うに当たり、体罰を厳しい指導の一環であるとして、一部体罰を正当化するような風潮や考えがございますが、それは大きな誤りでございます。市の教育委員会といたしましては、体罰禁止の趣旨を再度、周知徹底いたしまして、各学校における教師の意識改善を図つていくように指示をしているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

体罰としつけというのを区別しなきやいけないというところで、もちろん手を上げて生徒を傷つけるようなこと、これはあってはならないことですが、例えば何回言つても、宿

題してこいつて言ってもしてこない子ども、廊下を走らないといつても走る子ども、私たちの時代は廊下に立たされたり、運動場走ってこいつて言われてましたけども、今はそういう子どもたちに対してどういう指導をされていますか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

厳しいしつけ、この辺が体罰についても非常に難しいところがありまして、これが論議するとかなり長くなるんですけども、非常に難しい線引きもございます。

それで近いうちに文科省のほうからはつきりと体罰の指導によるという、どういう形が体罰かということも指針というのが出てまいります。それをしっかりと受けて、文科省のほうでもそういうふうな形で学識者とかいろいろな意見を聞きながら、体罰によらない指導のあり方というのが指針が出る予定になっておりますので、それをしっかりと受けとめながら、学校現場等で指導をまたさらに徹底していきたいと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

問題児というか、言うても聞かない子どもはもうしょうがない放ったらかすということは決してないように、抱きしめて、抱きついて、宿題をしてくるように指導すべきと思いまして、その辺も決して見捨てる事のないようによろしくお願ひいたします。

次に、学力問題についてお尋ねいたします。先ほどの所信の中にもありました、学力向上についてどのように取り組まれていますか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

学力の問題についてお答えさせていただきます。

このたび改正されました改正学校教育法の第30条に教育の目的というのがありますけども、その中で学力の重要な要素が明示されたところでございます。それは生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させること、それから課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくむこと、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、これらの三つのことに、学校教育におきましては特に留意しなければならないという規定でございます。

市の教育委員会といたしましては、この学校教育法の改正趣旨を踏まえまして、全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査の分析をもとに、課題を整理し、本市の学力と学習状況の改善を目指しているところでございます。各小中学校におきましては、基本的な生活習慣や学習習慣の育成を図りながら、児童生徒の学ぶ意欲を引き出す教科指導の充実

や、教師の授業力向上に努めているところでございます。

また放課後の補充学習の時間の確保や、学習のつまずきを克服するための補習や、基礎基本の定着につながる取り組みを行っているところでございます。

まだまだ微力なところもございますが、各小中学校におきましては、児童生徒の学力状況を真摯に向き合い、学力向上への努力を継続的に積み重ねているところであります。

各小中学校の成績につきましては、各学校ごとに異なる状況がそれぞれございますが、市内6小学校におきましても、取り組みの成果が成績の向上としてあらわれております、北九州教育事務所でも高く評価されているところでございます。

今後とも学力向上策を市教育委員会の重点施策として位置づけまして、課題克服に向けて改善を図っていくところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

中間市の教育水準は県平均ぐらいかなということを聞いてますけども、実際のところはどれぐらいなんですか。

○議長（片岡 誠二君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

ただいま教育長の申しましたとおり、学校ごとにちょっと凸凹がございますが、大体ほぼ県平均前後と捉えてよろしいと考えております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

このことは高いに越したことはないという言い方したら、ちょっとまたおかしな言い方なんですけども、水準を少しでも上げるようにお願いします。と同時に、先ほども言いましたが、中学校は自動的に、私に言わせたら、自動的に卒業するんで、具体的に言うと、分数ができない、英語がよくわからないでそのままもう卒業してしまう人がたくさんいると思います。つまり、基礎学力が整ってないのに十分じゃないのにそのままもう卒業してしまうというところがありますが、そういう子どもさんたち、いわゆる落ちこぼれさんの子どもたちを救わなきやいけないという言い方は悪いんですが、出しちゃいけないと思いますけど、学力の点ではどういうふうに思われますか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

市全体で学力の向上を図るということで、さまざまな取り組みを行っております、今

議員さんが言われました放課後の補充学習とか、それから学習、もしどつかでつまずいたら、それを克服するための補習を行ったり、それからいろんな形で学力のある子、それから学力がまだついてない子については、さまざまに分けまして、いろんな形で学力をつけるような努力というのを、今小学校、それから中学校で行っているところであります。もう学力がつかないまま卒業させるということがないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

ぜひそのようにお願ひいたします。ご答弁ありがとうございます。

次に、学童保育についてお尋ねいたします。まず市内6カ所の学童保育の利用状況をお尋ねいたします。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

各学童保育の2月1日現在の登録児童でございます。北学童が49名、西学童が50名、東学童が60名、南学童が46名、底井野学童が18名、中間学童が24名、東幼稚園学童が27名の、総数274名でございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

学童保育所ということですが、所長さんとか、そういう管理体制はどういうふうになつてているんでしょうか。またこれは中間市がやっているわけじゃないようなことも聞いてますけど、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

おののおのの学童保育所は全て委託をしておりまして、委託先のほうで管理者等を置いて運営をやつていただいているというところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

学童保育、それぞれ7カ所、全部別々な人が委託されているわけですか。人というか、団体。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

南学童と東幼稚園学童については、東幼稚園のほうに委託しています。あとはそれぞれ別の事業所でございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

先ほど聞いたんですが、団体というところで、民間の方ですか。それとも何かNPO法人とかそういう。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

ほとんどが幼稚園でございまして、幼稚園すいません、保育園ですね——でございます。1カ所、北学童はNPO法人でございます。それと、東学童は社会福祉法人、社協でございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

ということは、責任体制というか、危機管理とかそういう、それから途中で事故が起こったときの最終責任者はどなたなんでしょう。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

委託させてているわけで、最終的には行政のほうになるかと思います。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

委託されている、最終的には、じゃあ市長ということですか。（発言の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

委託しております、市のほうが委託しておりますので、何か事故があれば、最終的、最終的にですよ、その責任というのは行政にあるのかなと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

わかりました。

それともう一つ、職員さんたちには特別な資格が、職員って学童保育に接しとるですよ——は、特別な資格とか、それから何か試験なんていうのはあるんですか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。特別な資格はございません。ただ保育所等に委託しておりますので、保育士さんの免許を持っている方がかなりいらっしゃると、責任者等はそういう方にやってもらっているというところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

次に内容ですが、私、ここに書いてますように、スポーツとか、宿題はさせているというか、しているようですが、ほかのこととしてはどうかと。つまり私がいつも言っているんですが、そろばんとか習字、お花なんかもしたらどうかというふうに思いますけど、どうでしょう。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。放課後児童クラブガイドラインというのが厚生労働省のほうで出されております。学童保育事業の推進に当たって望ましい方向を示すものといたしまして、6点ほどございます。学童保育所児童の健康管理、安全管理、情緒の安定、2番目に遊びの活動への意欲と態度の形成、3番目に遊びを通しての自主性、社会性、創造性を養うこと、4番目に学童保育所児童の遊びの活動状況への把握と家庭への連絡、5番目に家庭や地域での遊びの環境づくりの支援、その他、6番目ですね、その他学童保育所児童健全育成上必要な活動と定めておりまして、その目的を異にするスポーツクラブや学習塾など公共性に欠けるものについては対象としていないと、しないというふうに規定しております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

私が学童保育でイメージするのは、昔の寺子屋みたいに地域の文化伝統も教えてはどうかというところでありますけども、目的が少しづれていますので、この件は今からだんだ

ん訴えていきたいと思います。

それともう一つは、余裕のある高齢者の方が子どもと一緒に学んでいくということで、世代間の格差も埋まるし、文化もできていくんじゃないかということでございます。

次に進みます。小学校3年まで使われています、これが利用できるということですけども、無料にして全員が利用できるようにしたらどうかという意見もあります。どのようにお考えでしょう。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

今いただいているのは、全て学童利用者の自己負担ということで、学童保育所において統一されております。毎月利用額を一律5,000円ですね。夏休み期間中の8月を1万円としております。これは、授業料とかという性質のものではございませんで、児童のおやつ代等、実費に係る経費でございまして、今のところ無料化は考えておりません。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

月に5,000円ということですが、何日の分で5,000円ですか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

月曜日から土曜日まであけておりますので、その分の1カ月分ということでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

まあ計算して25日かなって思うんですけど、少し高いんだという、25日としたら1日200円、おやつ代としては高いんじゃないかという意見もあります。

と同時に、学童保育に行かなきやいけないと、利用するということは、父兄の方は働くかなきやいけないということです。働くために学童保育に5,000円というのは1日以上の賃金になるんじゃないかと、パート料になるんじゃないかと思って、高いという意見がありますけど、どのようにお考えでしょう。そして、何で8月だけ1万円なのかなと。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

その利用額が高い安いいろいろ考え方はございましょうが、おやつ代とその他もろも

ろの遊びに使うもの等々の費用でございますので、現在これでいっているところでございます。8月については、夏休み期間中ですので、終日ということでありまして、朝から一日見るということですので、そういう関係で金額を上げているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

学童保育そのものの予算は子育て支援事業から出ているわけですか。でしょう。それなのに、利用者が少し負担を感じているということは、やっぱり考慮すべきだと私は思いますけど。子育て支援事業って、これ全部で幾らぐらい使うんですか。

○議長（片岡 誠二君）

一田こども未来課長。

○こども未来課長（一田 和彦君）

委託料ということで申し上げますと、年間2,470万円支出いたしております。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

委託料2,500万、高いか安いかはその判断は別ですけども、それに対して5,000円というのは高いという意見があったときに、いや、そんなことありませんよということはなかなかできんなというふうに私は思います。もう少し利用料を下げていただきたいというのが要望であります。どうぞ。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

何度も申し上げますように、これ授業料ではございませんで、おやつ代等々の実費でございます。それと具体的に数字、今持ち合わせてはおりませんが、他市の状況と比べましても、中間市は決して高い負担になっているとは認識していません。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

植本種實君。

○議員（5番 植本 種實君）

ご答弁いろいろありがとうございました。今までずっといろんな不祥事件があって、中間市、少し名誉を傷つけられたというような質問もありましたけども、私は中間市は子育てがしやすい、そして教育が充実している教育立市で中間市を全国的に有名にしたいなと思ってますので、市長初め皆様方、どうぞ頑張ってください。ご答弁ありがとうございました。

.....
○議長（片岡 誠二君）

次に、草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず、近年の相次ぐ市職員の不祥事について質問をいたします。

一昨年の9月に発覚した高額療養費請求漏れ事件、そして昨年12月に発覚した固定資産税、都市計画税の課税ミス事件、この不祥事の際に、執行部は十二分に再発防止に努めるとの公言をされたことを記憶をしております。

そこで、再発防止の取り組みの内容とその成果をお聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

取り組み等々につきましては、担当部のほうからお答えを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

それでは、お答えいたします。

平成23年の9月22日、そして平成24年の12月19日と、この2回に分けまして、再発防止策に向けての対策の通達を行っております。その内容でございますけども、まず職員個人の職務怠慢についての方策といたしまして、上司への報告を徹底を行う、また各職務の役割と責任の認識、これを危機管理研修等を通じて充実を図っていくということ、それから事務引き継ぎの徹底を行うということ、これにつきましては職員服務規定を改正いたしまして、文書による事務引き継ぎを徹底していくということを今徹底して行っているところでございます。

それから組織的対応の部分でございますけども、組織的な対応といたしまして、業務内容の把握を行うということ。これは業務スケジュール表をつくったり、事務処理マニュアルを作成していくという、そういうことでございます。

またチェック体制の整備を行っていくということ。これは業務にかかる協議、打ち合わせについても必ずその内容を上司へ報告する、そして上司によるチェック機能を強化を図っていくということでございます。

また職場内における意思疎通の確保を図ることから、定期的なミーティングの開催、それから管理監督者の立場にあるものは常に整理整頓された職場の中で事務処理が行われるよう部下職員に対して指導を徹底していくという、そういう通達を出しまして、業務を今やっているところでございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

最初の事件が発生したときもマニュアル等をつくって対応していきますみたいなものもお聞きをしました。今の答弁の中にもございました。チェックシートらしきものもつくり、スケジュールの確認もし、上司に報告をすると。これもう全庁挙げて再発防止でないと意味がないというふうに思います。マニュアル的なもの、チェックシートみたいなものという部分に限ってもいいと思うんですが、全ての部とか課で、こういった単位でこういったマニュアル的なもの、チェックシートみたいなものを作成されてあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。現在の時点で17の部署におきましてマニュアルを策定し、そのマニュアルに基づいた事務執行を行っているところでございます。

また6つの部署が現在策定中でございまして、3月中をめどに策定を終える予定で今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

マニュアル作成をすれば、その部署内での徹底、そしてその活用というのは当たり前だと思いますけども。各部署で作成したそういうマニュアル関係をどつかで掌握されてあるんでしょうか。部長のところで掌握しているんですか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

作成されましたマニュアルについては、総務のほうで掌握いたしております。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

その掌握しているマニュアルの内容の評価ですね。まあ総務部のほうなりで結構なんですがけども、せっかくつくられたそういうマニュアル的なものの評価とか、不足してるんじゃないとか、そういう評価的なものは誰かされてあるんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

評価につきましては、全ての部署において3月中に策定するということにいたしておりますので、それ待って内容のチェックを全庁的なものとして行っていきたいと、今考えているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

去年の12月からすれば、もう1年以上たっております。上がってきているものについては随時チェックをし、最終的には市長に見ていただきて、不足分は足してでも徹底、また活用すべきだというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

マニュアルができれば全てがうまく行くとは決して思ってはおりませんけども、こうやって不祥事が続くということは、極論なんですが全然役に立っていないというふうに見られても思われても仕方のないことじゃないかなというふうに思います。しっかりと改良に改良を重ねて、よりよいマニュアルをつくっていただき、そのできたものもできれば議会のほうにも提出していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、生活保護費不正受給事件は、警察当局において捜査中であります。詳細は不明であるとは思いますが、市民の皆様に対しての説明をどのように考えていらっしゃるのか。

私のところにも事件発覚してから1週間か10日ぐらいしてから、ある方からお電話がありました。内容は、新聞やテレビで事件の内容を知る限りで行政からの説明がないけど、どうなっているんだと、市民に対しての説明が不足だという内容のお電話がありました。大半の市民の方の市民感情であるというふうに思いました。市民に対しての説明、こういったものをどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私のほうにもそのようなご意見入ってきております。市の職員の処分等々、遅いのではないかなという、そんな話も含めまして、随分お叱りの電話等々ございます。ご承知のとおり、今本人は否認しております、その中の起訴という中で、その裁判の状況を見ながら、時期が来ないと処分できないという状況になっております。市民への説明責任等々につきましては、本議会の冒頭におきましても、議員の皆様方、市民の代表でございます。冒頭おわび申し上げましたし、ホームページ、また広報等を通じまして、しっかりと説明、またおわび申し上げていきたいと、そのように思っております。

また私自身、市長の出前講座等々開いておりまして、先般、川西地区におきまして、市民の皆様集まつていただきました中で説明、またおわび等々申し上げたところでございます。また今月の中旬には、桜台のほうでもそのような計画等々ございます。先生方もちょっと人を呼んで話を聞こうということであれば、私どもどこでも出向いて説明、またおわびを申し上げたいと思っておりますが、先ほど言いましたように公的にはホームページ、また広報等々で説明、またおわびを申し上げたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

私もホームページで「市長のおわび」というコメントを拝見いたしました。こういったもの以外で、新聞とかマスコミとかから知り得る部分は、市民感情としたら間接的にしか感じられない部分が多分にあるというふうに思いますので、でき得れば市長のおっしゃったみたいな広報なかま、月2回、もう1カ月以上たってますので、でき得れば結果論ですけども、タイムリーではないかもしれません、直近の広報等で、直に市長の言葉という部分で発信をしていただきたかったなというふうに考えております。

今回の事件に対しての私の所感というか、感想をちょっと述べさせていただきたいと思うんですが、その2名の職員が逮捕された直後に、今言いました市長はホームページでおわびのコメントを発信をされました。それこそ本当、閲覧される方が何人かなというふうに私は疑問に思います。少ないんじゃないかなというふうに思います。

私は罪人を擁護するつもりは毛頭ないんですけども、市長のコメントの中に、犯罪行為が立証されたら厳正に対処してまいりうる所存であるというふうな内容の文章がございました。まだ真相がはっきりしていない状況でございます。職員を信じて、守るとの意味の一文がなぜないのかなというふうに一瞬ちょっと悲しく思った次第であります。

私は市の職員は中間市の財産だと思っております。中間市のために中間市民のために一生懸命に働いていると、その財産である市職員を守り、磨いていくのは管理者、そしてトップの務めだとも思っております。もし悪に手を染めていることが事実であったならば、そういう環境をつくってしまった行政のほうにも大きな責任があるのではないかなどというふうにも思っております。

守るという意味からも、職員以外の逮捕者3名の中の中心人物、釜床何がしさん、こういった方、今までいろいろなところで余りよろしくない評判を聞いておりましたけども、こういった悪しき情報を共有していくという部分もしっかりとマニュアルの中にも入れ込んでいただいて取り組んでいただきたいなど。もしその情報を知っていれば、また違う結果にもなっていたのではないかと、結果論ですけども、そういうふうに危惧する部分であります。

では、次の質間に移ります。新規事業の相撲道場の建設について質問をいたします。

今まで話題にも上がらなかつた、降つて沸いたような新規事業の相撲道場の建設でございます。予算を上程されるに至つた過程、いつごろ立案をされて、どのような企画内容なのか、そして5,000万円をかけてまでも建設するという目的をお聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。生涯にわたりまして、学び合う社会の実現を目標にいたしまして、中間市では社会教育においては文化、教養施設として、なかまハーモニーホールや市民図書館等の社会教育施設があり、市民の生涯学習の推進に寄与しておるところでございます。

また社会体育では、体育文化センターや市営野球場、ジョイパルなかま庭球場等の社会体育施設を活用いたしまして、子どもから高齢者まで多くの市民の方々がスポーツを楽しんでおられます。

その一方で、子どもたちの体力低下が懸念されておりまして、昨年から中学校に柔道や剣道、相撲といった武道が授業に取り入れられております。この状況を受けまして、昨年の10月に中間市体育協会主催で、中間市小学生相撲大会を開催いたしましたところ、多くの子どもたちが参加し、大盛況でございました。その後、相撲愛好家の方々から相撲クラブを立ち上げたいという相談がありまして、その活動拠点について検討いたしましたが、中間北中学校にある唯一の土俵は学校施設であることから、自由に利用することができず、社会体育施設の武道場は天道館がございますが、これも柔道、剣道の施設で相撲のできる環境ではございません。

その後、中間市体育協会から、相撲道場設置の要望書が出されました。相撲道場につきましては、日本の国技であります相撲を通じて、青少年の健全育成、体力向上はもとより、礼儀作法の習得にも役立つ競技であることなどを総合的に検討いたしました結果、スポーツを通した青少年の健全育成に資する施設として整備するものでございます。

またこの施設につきましては、宿泊施設を併設いたしまして、相撲クラブだけじゃなくて、他の少年スポーツクラブにも利用していただき、子ども同士の一体感の形成を図つてくとともに、一般の方々の会合等にも利用していただき、地域の活性化に役立たせたいと考えておるところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

事前の予算説明の際に、財源の部分の説明もございました。5,000万円弱の中の一部1,500万円は、totoからの助成金であるというふうな説明もありましたけども、この1,500万円というのは確定なんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松尾教育部長。

○教育部長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。totoの助成金約1,500万円でございますけれども、このスポーツ振興くじの助成金ということで1月の月末に申請をしております。この書類審査が4月中にございます。またその後、建物、工事完了後に実地検査が行われます。その後に助成金というものが確定します。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

確定はしていないということですね。で、一応1,500万円とありますけれども、その最悪の場合、ゼロの場合もあり得るんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松尾教育部長。

○教育部長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。もしこの助成金が採択されなければ、ゼロということになります。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

正式な場面で正式に発表されてある財源の裏づけとしては、本当に軟弱な財源であり、見切り発車というふうな言い方しかできないんじゃないかなというふうに思います。

答弁の中で、昨年の相撲大会、大盛況であったということですが、参加者は何人参加されたんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

安永生涯学習課長。

○生涯学習課長（安永日出男君）

お答えいたします。37名、子どもさんの参加は37名でございました。また、それを応援する保護者等を含めますと約100名程度でございました。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

その大盛況の判断を誰がするかわからないんですが、私自身としたら余り大盛況ではないんじゃないかなというふうな感想を持っております。こうやって相撲道場を5,000万

かけて建設されようと、予算が上げられておりますけども、中間市内の相撲人口は今何人程度と掌握されていらっしゃるのか。それと今後その相撲人口が増えていくであろうというふうにお考えなのか、お答えをお願いします。

○議長（片岡 誠二君）

安永生涯学習課長。

○生涯学習課長（安永日出男君）

お答えいたします。ただいま相撲人口というのはゼロということでございますけれども、今後相撲クラブを立ち上げていくということでございますので、今後は相撲人口は増えていくというふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

その推進啓蒙関係は、課長のところでされるのかなとは思うんですが、増やしていくって、年間の利用者の見込みはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

安永生涯学習課長。

○生涯学習課長（安永日出男君）

お答えいたします。具体的数字については、現時点ではまだちょっと申し上げにくいんですが、この施設の利用につきましては、相撲クラブの子どもたちが主体になるとは思いますけれども、このほかにも中間市体育協会、あるいは少年スポーツクラブなどに施設の紹介をいたしまして、施設をどんどん利用していただくというふうに、していきたいというふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

何とも言いようがないんですけど。この相撲道場とか市民に対してのリサーチはされたんでしょうか。市民の何人、何割がこの建設を望まれているというふうに思われてますか。

○議長（片岡 誠二君）

松尾教育部長。

○教育部長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。その点については把握しておりません。

以上でございます。

○議員（11番 草場 満彦君）

教育委員さんへの説明のとき、私、傍聴させていただいた中で、相撲道場の説明の際に、この相撲というもの、相撲道場を建てて実施するに当たっては、遊びの範囲ではなくて専

門的な指導者を配置をしてやっていくという旨の説明があったと記憶をいたしております。その指導者は、もう予算が実行になって、建設が始まって、オープンはいつですかって事前に聞いたら「10月をめどにしております」というふうにおっしゃいました。その指導者、今何人ぐらい確保を見込まれていますか。内諾なりされてあるんでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

安永生涯学習課長。

○生涯学習課長（安永日出男君）

今後、中間市相撲連盟というのを結成、以前そういったものがございましたけれども、ちょっと今それは休止しております。それを再結成して、かつて相撲を経験された方が連盟を立ち上げられるということで、多分数名の方が指導に当たられるというふうに見込んでおります。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

見込みだけであって、どういう方なのか、実際に専門性があるのか、指導力があるのか、そういった確認は全くされてないということでいいですか。

○議長（片岡 誠二君）

安永生涯学習課長。

○生涯学習課長（安永日出男君）

そこまでまだ確認しておりません。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

予算計上は、建物と建てる土地の購入費で5,000万弱というふうにありました。ただ建ってしまえば毎年ランニングコストがかかってくるんですね。そのランニングコストは毎年どれほど見込まれていますか。

○議長（片岡 誠二君）

松尾教育部長。

○教育部長（松尾 壮吾君）

まだ建設まで至っておりませんけども、ランニングコストにつきましては今後算定、計算していきたいと思っております。ランニングコストにつきましては、今回の予算には建設費用しか計上しておりません。ランニングコストにつきましては9月の補正で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

この相撲道場に対して、今から先、コストが補正で予算が計上されていくと、そして相撲道場を壊さない限りは毎年予算が必要になってくるということだと思います。指導者に対してもボランティアなのか、有償なのか、そういう部分もしっかりと確認をし、いろんな部分で企画立案をしていただきたいなというふうに思います。

一昨年の一般質問で、新創会の原田議員が2回にわたり、川西に総合運動場の建設を提案をされました。市長の答弁は、2回とも「検討する」ではなく、「ノー」でございました。今回の相撲道場は、前置きなしの予算上程でございます。どこがどう違うのかなど。答弁お願いしますといつても答弁、ああ、いいですか、お願いします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今相撲道場つくろうということの理由といたしましては、うちの職員も含めまして、本当に心の弱い大人といいますか、青年が増えてきております。そういうあたりで相撲を通して困難なことに打ち勝つような強い気持ち、それと植本議員でございましたかね、先ほどお話があったように、大人との触れ合いが今少ないと。地域でのコミュニケーションも本当に少なくなっています、昔小学生を北海道に研修に連れて行ってたわけでございますが、今はそれも少なくております。知らない者同士が1カ所に集まって、本当にコミュニケーション能力を高めるということも含めまして、この道場というのを考えたわけでございますけどもが、いろんな、相撲を通していろんなことを教えていただきたいな、そんなふうに思っております。

それと今当市には、希望が丘高校ございます。これはいろんな方面で活躍をされておられるわけでございますが、その中でやはり相撲、国体に毎年出ている高校でございますけどもが、現在その希望が丘高校出身の相撲とりといいますか、力士が5名ほどおります。ことしの卒業式にも、やはり2名着流しっていいますかね、ああいうふうな格好で参加をしておられました。そういうことも含めまして、希望が丘高校、いろんな面で頑張っておられます、これもひとつの中間市の財産だと、そんなふうに思っております。その財産を利用しながら、まさに勉強は少し不得意な子どもがいるわけでございます。勉強はちょっと得意ではないけども体力あるぞというふうな方々も、私どもは学校だけの施設を充実するのが教育というふうには思っておりません。いろんな子どもにいろんな選択肢、または夢を与えるのが私どもの責任ではないかなと、そんなふうに思っております。

今回、相撲道場とつけたのは、いろんなことも子どもに教えていただきたいなと、そんなふうな思いで道場というそのことにいたしておりますが、相撲連盟に加入のクラブ等々も立ち上がっておりました。体協等ともやろうというふうなことでございます。それと、も

ともと中間市は相撲の大変盛んな土地柄でございます。議員さんの中にも昔相撲をとっておられた方もおりますし、私自身も中学のとき相撲をとっておりました。そういうあたりで困難なことに打ち向かっていく、そんな強い気持ちも含めまして、子どもの教育の一環として相撲道場をお願いしたというところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

私の質問とは違う、市長の建設に対する思いをご披露していただいたんじゃないかなと思うんですが。もうどこまで行ったかわからなくなってしまいました。これまでの質問に對しての答弁からして、全てに近いほど「これから」とか「確認をしていない」とか本当詰めが甘い、見切り発車の何物でもないなというふうな感想でございます。

今までの質問を踏まえて次の質問をいたします。本市の財政状況を考えたときに、この事業を市民の方々が理解を示され、納得されるとお考えなのかどうか、お聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

どちらに。草場議員、誰ですか。誰に求めますか。

○議員（11番 草場 満彦君）

市長か教育長かどちらでも結構なんですが。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

5,000万円近い費用かけております。2,000万円が用地・土地購入費でございます。これは土地は消えてなくなるものではございません。財産という認識でございます。建設費につきましては、~~と~~どうなるかわかりません。これは当然~~と~~対しましてお願いに参る所存でございますし、しっかり予算等々をとってもらいたいとそのように考えております。財政とも十分協議した中での予算提案でございます。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

私個人としたら、本市の財政状況を考えれば、また教育予算、相撲道場単独にこれだけのお金をかけること自体、市民の皆様方は理解されないんじゃないかなと。利用者の数も定かではない、見込みも立っていない、指導者もまだ確定もしていない、宿泊施設を建てたとしても、どれほどの方が利用されるのか、青少年の健全育成にどれだけの効果があるのか、そういうしたものも全然見えない状況下にある中で、5,000万の出費は到底市民の方たちが納得し得るものではないというふうに私は考えますし、仮にこの事案が可決されて実行に移った際に、議員という立場で私自身が市民の皆様から、この件に対して説

明をせいと、何でこんなもん建てたんかと聞かれたときに私は説明できません、お答えできないです。お答えしたいがために、より一層の質問をさせていただいていると、こういうふうに思っております。

最後に、教育予算に関する教育委員さんの予算の審議と採決の結果をどのようにお考えなのかを答弁をお願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

教育委員さん方はこの相撲道場の教育的な趣旨といいますか、価値、これは認めますという話は聞いております。しかしながら、先ほど議員さん言われました予算的なものですが、それとこのお金を学校施設に使つたらという部分、それと利用者がどれぐらいいるのか、市民に周知した中で動いたらどうかという、そのあたりで否決されたと、そんなふうに考えております。私にとりましては、この教育的趣旨、目的は十分理解されるということで十分だと、そんなふうに思っております。

財政的なものにつきましては、先ほど申し上げましたように、土地は中間市の財産でございます。建設費、2,000万、3,000万近くございますが、その半分は私ども頑張ってtotoをとってもらいたいと思っておりますが、1,500万で建設できるという状況でございます。

それと利用者が云々の話ございますが、私どもは、こういう施設をつくった中で利用者がいなければ建てる必要ないんじゃないかということじゃなくて、そういうふうな趣旨、十分踏まえた中でつくるわけでございますんで、この施設を大いに利用しようと、利用するにはどうすればいいかですね、そのように先ほど申し上げました相撲にかかわった議員さんたちもおられるわけでございますんで、大いに施設を利用する方向、どんなふうにすれば有効にその目的が達成できるか、皆さん方と一緒にになって考え、お知恵をいただきたいなと、もう少し前向きにこの施設を捉えていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

草場満彦君。

○議員（11番 草場 満彦君）

もう企画が十分でないものを何で慌ただしく予算をつけて実行されるのか、ちょっと私はそれが理解できないもんですから、私は採決の委員会を傍聴いたしました。委員さんの全ての意見が全くの正論であり、私も全てにわたって同感でございました。

採決の結果は、相撲道場の建設は否決をされました。しかし、予算は上程をされております。市長が推薦をされ、議会も承認をした有識者の教育委員さんたちの審議は何だったのかなと、意味があつたのかなと、このように私は思います。

教育委員さんたちの意見、先ほど幾つか市長もお話ありましたけども、まだ時間ありますので紹介させていただきます。

多額の税金を使って建設する割には、より多くの市民がより多くの益を、よく多くの益に浴する姿が見えない。市民の納得を得るだけの説得を果たせる有益性と使用頻度を高めるための将来の活用ビジョンというものを示す必要があるんじやないかと。緊急性は低いと。相撲場の建設より先に着手してほしい施設なり学力向上のための備品整備をやっていただきたいと。相撲道場建設の機運の高まりを感じられないと。具体的なビジョンがまだ私どもには伝わってきておりませんと。相撲に限ったものではなく、もう少し子どもたちが全般的に使える教育に使えるものに費用を使っていただきたい。建設した後に使用目的とか、どういうふうに使うかとかいうのを考えるというお話でしたので、それでは私たちは納得できませんと。すぐに相撲道場の建設をしないといけないのかと言われれば、今のところ私としては必要ないんじやないかというふうに考えますと。ランニングコストが毎年かかると。予算要求において、高額な市の負担が生じるような場合には、特に教育委員会として市の財政状況を踏まえ、学校教育、社会教育の観点から、より多くの市民の方々のニーズに応え実施ができるような十分検討した上で事業計画を策定し、予算要求するべきであると考えると。一部の方たちのために使うには余りにも多額の費用がかかるということだと思いますと。

それとこれだけの額を出して何かするというのであれば、もっと教育のために使ってほしい費用がたくさんあると。今相撲自体がはやっていたころと違って人気がありませんと。事前に市民にリサーチするなりして、本当に要望があれば、それがわかつていない時点で非常に不安を感じる。こういったご意見があり、最終的には採決で否決をされたということです。この事案は、総合政策委員会に付託をされます。私は委員ではございません。委員会の中で、まだ検討の余地がたくさんあると思われるこの事案を、今の中間市のために必要なのかという視点から十分に審議をしていただくことを希望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（片岡 誠二君）

この際、午後1時まで休憩といたします。

午後0時11分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（片岡 誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。

まず午前中の他議員の質問と、その答弁を聞いていますと、一連の事件は職員個人の資質の悪さ、そこに問題が一番であって、今後はそれへの管理監督を強化していくという、そういう上からの指導での解決というふうに私には聞こえました。でもそれは少し違うのではないかと、そういう思いで、そういう観点から質問をしたいと思います。

中間市はここ2年間で、新聞沙汰になった不祥事が都合4件発生をしています。国民健康保険の高額の請求漏れ事件、これはやるべき職務の不履行であります。固定資産税の評価替えのデータ未送付問題、やはり元来やるべき業務の不履行であります。これらは業務遂行上のチェック体制の甘さの問題だと思いますので、今後はチェック体制の強化が望まれます。また生活支援課の嘱託職員絡みの事件が1件ありました。

そして最も直近が、今回の生活保護を巡る事件であります。今のところ本人たちは否認、そして起訴という段階で、当の職員の有罪、無罪は未確定ですので、犯罪としての真相は今後の推移を見守るしかありません。しかし、保護の新規決定に当たって、何らかの問題があったのは事実だと見られますので、今後の推移を見守りながら、打つべき手はきちんと打っていくことが求められていると思います。

市としても嘱託OBの活用など当面の犯罪防止の対応はされる計画のようですが、従来から新規を担当地域職員が担当するというのは、地域ごとの担当数のアンバランスを生み出し、また新規調査には相当なエネルギーが割かれますので、新規についてはそれだけを別の専門とする職員配置をするというのも今後の一つの解決方法ではないかと思います。

ところで、こうした目先の対応の問題とは別にもう一つ、今私たちが考えなければならないのは、なぜ中間市でここまで不祥事が多発するのかという問題であります。そこには中間市独自の人事上の欠陥があるのではないかでしょうか。国保の請求漏れという点では、担当職員が人事の異動後、当初は引き継ぎ事項としてやっていたのに途中でこれをやめてしまったという点から、職員個人の職務への対応の姿勢の問題がありますが、もう一つは部下の職務内容の把握という人事管理の問題があります。また固定資産税の評価替えのデータ未送付という点では、3年ごとの評価替えの業務であります。3年前の経験者が一人もいなかった上に、担当係長も4月の人事異動で一番肝心なときにいなくなってしまった、しかも出た先が大きなイベントを抱える部署への異動だったということで、元の部署への配慮がなかなかゆとりがなかった、そういうのも問題になってくると思います。人事異動と業務量との関係で、もう少し細かな配慮が要るのではないかでしょうか。

そこで、お聞きしたいのですが、中間市的人事異動の基準とか目安とかいうものはあるのでしょうか。これは総務部長でよろしいですか、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（片岡 誠二君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず人事管理の基本的な方針につきましては、平成19年に作成いたしました中間市人材育成基本方針に従って行っております。少数精鋭での行政運営が求められている中、個々の職員が持っている能力を最大限に発揮できるよう、育成型ジョブローテーションの構築、職員の意向を踏まえた人事異動、人事評価制度の構築及び多様な人材の確保という四つの目標を掲げて取り組んでおります。

お尋ねの人事異動の基準でございますが、新規採用後10年間は、能力育成期の重要な期間として、3年から5年をめどに人事異動を行い、その他の一般職につきましては、原則5年を基準といたしまして人事異動を行っております。また能力拡充期、能力発揮期の役職職員につきましては、それぞれの経験や知識を生かした人事配置に努めているところでございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それと、これはちょっと別の問題ですが、人事異動の時期の問題です。ご承知のように、現在は4月1日で異動をやっておりますけども、3月、4月という時期は人の動きが年間を通して一番激しく、しかも5月、6月は出納閉鎖とか課税時期、あるいは新年度の開始という時期で、市の仕事も非常に煩雑になる時期であります。また、新規採用の職員とベテラン職員の退職による入れ替えなどで役所全体が混乱をしている時期であります。

かつては、この時期は、中間市としても人事異動の時期としては外して、7月異動をしていたときもありましたが、今では4月異動が毎年定着をしています。確かに退職者が大量に出るという今までの採用上の問題もありますけれども、何も年間を通じてこの一番忙しい時期に、この大がかりな人事異動までやることはないと想います。出た人も入った人も大変なのではないでしょうか。この時期の人事異動はやはり最低限度にとどめて、本格的には落ち着いた時期に人事異動を考えるというのも一つの方法ではないかと思いますが、市長、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、一時期、7月でございますかね、そういうあたり実施した経緯があるかと思っております。

ご指摘の4月異動というのは出納閉鎖期間等々も含めまして、大変事務、煩雑をする時期でございます。一考する値があるんじゃないかな、そんなふうに思っております。7月

実施がどうしてまた4月になったかというあたりは、私、ちょっとわかつておりませんので、そのあたりを確認しながら、どちらがいいのか検討してまいりたいなとは思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

一考されるということによろしくお願ひをいたします。

それと今回の生活保護での問題では、2人の職員のかかわりで問題が発生してます。この起訴中の2人は、1人が平成17年4月から7年間保護課に在籍をしました。もう一人は平成19年4月からの5年間、当時の保護課、今では生活支援課ですが、ここに在職をしていました。この2人は平成24年の4月1日で一緒にほかの課に、課は別ですが、異動しています。

そこでお聞きをいたしますが、この職員の在職中の、長いほうの職員ですが、7年間に、保護行政の全体の責任者である福祉事務所長、それと保護課長、そして問題の起こった係、2係だと聞いていますが、係の担当係長、この職員は、これらの役職者と何人とこの間かかわったんでしょうか。そこをお聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

園田総務課長。

○総務課長（園田 孝君）

お答えいたします。

7年間に福祉事務所長は4人、課長は5人、係長は3人がかかわっております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ということは、これらの上司より担当者自身のほうが専門的には詳しかったということだと思います。実際、事件の発生時、このときの福祉事務所長は異動して3カ月、課長は1年3カ月、担当係長は3カ月しか在籍をしていません。

ところで、保護の開始決定の際に実施をされるのが新規ケースの検討会だと思いますけれども、この検討会の構成メンバーはどうなっていますか。また、その検討内容はどのような内容なのでしょうか、お教えください。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

福祉事務所長、生活支援課長、生活支援1係長、2係長と担当ケースワーカーの5名でございます。

検討会の内容でございますが、まず受給者の保護歴の有無、生活歴として学歴、結婚歴、職歴、病歴の調査結果、申請前の生活状況、受給要件として能力活用、病状、収入状況、資産の状況、他法活用の有無、扶養義務者への状況の調査結果、これらに基づく担当者の意見、今後の援助方針、指導指示事項を協議し、要否の判定を行っているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

非常に専門性の高い、中の深い検討をされるわけですけども、先ほど申しましたように、福祉事務所長がわずか3ヶ月、課長が1年3ヶ月、担当係長は3ヶ月、そういった人たちと担当ケースと、もう一つほかの係の係長と、このような人たちで検討されるわけですね。保護を受けるほうというのは、非常にこれ生き死ににもかかわるような問題で、緊急性も要せば、非常に重大なかかわりとして保護の決定が待たれるわけですけども、その保護の決定に携わる人たちが、このような、経験がないとは言いませんが、少なくとも人事異動した後の経験で言うとこういう状況です。

で、この事件の発端というのが、平成21年の7月だったと聞いていますけれども、そのときの係長は7年間いた担当者にとっては何人目の係長でしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。3人目でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ですから、担当者にとっては、もう係長3人もかわっているわけですね。

ところで生活保護の業務については、町や村というのは全国的には、どこか東北のほうだったと思いますが、1町だけが例外で福祉事務所を設置しているんですけども、それ以外は町村については県の保護課が担当しています。しかし、市の場合は福祉事務所を設けて、市が直接これに担当することになりますが、県の場合を見ますと、かなりケースワーカーを専門職としてやっている職員が数多くいます。しかし、市の場合は人事異動の一つの対象部署として、これが配置をされます。そのため、専門性という点では非常に希薄だというのが、まあこれ全市、全国的な傾向ですが、市としてはそういう特徴があります。

そこでお聞きしますが、中間市のケースワーカーの現在在職中の職員のいいのですが、

平均在職期間を教えてください。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。平均は3年でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

3年ということですね。最初の質問の人材育成基本方針という中身から見ても、少し短すぎるのでないかというふうに思います。職員自体が在職年数が短い上に、それを管理し、指導すべき職員もころころかわる。そして、保護課の経験も余りないような人材を指導する立場で人員配置をする、それで系統的な保護行政ができるのでしょうか。この辺、市長はどのようにお考えになられますか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、本当に専門性の高い部署でございます。また、緊急を要する、短期間で保護決定、否というのは決めなければならない、大変きつい部署でございます。そういう中で、経験値の少ない、また管理職、それと職員にしても、本当に若い職員多うございます。これも前回申し上げましたように、団塊の世代の方が随分退職されまして、現在、職員全体も若返ったところでございます。そういう意味で、なかなか専門性を要する職につきましても、その養成ということができていないというのが状況でございます。

今後ともですね、今まで、これは保護行政というのはいろんな保護の絡みがございます。そういう中で今まで勤めていた部署、在籍した部署等々も考慮しながら、その経験値が生かせるような職員の配置を今後やっていきたいなと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

経験が生かされるというのが、特に保護課の場合は大事だと思います。保護の話、生活支援課ですね、保護というのはほかの部署と違って、かなり幅の広い知識が求められますので、ただその専門性だけでは成り立たない面もあります。ですから、その辺も考慮した人事配置というのが特に求められると思います。

私が質問の最初でお聞きしたかったのは、そうした職員個人個人の専門性と、チームワークとしての組織性を発揮できる課の体制になっていたのかどうかという問題であります。この点では、管理職の異動についても市役所入職後の定期的な異動による基礎知識の

習得時期と専門性の構築時期等を分けて考えることが市にとっても必要なのではないかと考えます。また、そのことによる専門性の高い管理職の養成が求められているのではないかでしょうか。中間市としても人をつくるという観点が必要だと思いますけども、市長はその辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございまして、先ほど申し上げた、ほかの議員さんに申し上げたことなんですが、大変心の弱い職員が多うございます。そういう意味からも、一人の担当者に困難な問題を負担させるのではなく、最小単位の係長ですね、係等々も含めた中ですね、グループで対応しようと、職員自身が余り問題を抱え込みず、大きな問題等々はグループで対応しようと、その中で係長職にあるものは、しっかり職員の問題も自分の問題としながら、課長もしかりなんですが、これ全庁的にみんなで対応しようということを言っております。

今回のいろんな不祥事につきましても、どういう流れでこんなふうになったんか、今のところわかりませんけども、困難な問題を抱えきれず、逆にその引きずり込まれたのかなという感じもなきにしもあらずでございまして、そういうふうなことも含めまして、係全体で対応するということと、今言いますように、職員の教育、まだめなものはだめ、しっかり言えるような管理職の養成も含めまして、小さなこともしっかり指摘、指導できる管理職、また法令遵守のきっちりした気持ちを持って、職員の養成に努めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

確かに、これはまあ逆に擁護するんじゃないですが、長いスタンスで人材を構築していくというのは大変なことだと思います。市長も、あるいは人事を担当する人自身もこれ異動するわけですし、しかし、そんな条件はあるにしても、中間市職員の人材をどう構築していくかというのは、私は午前中、草場議員のほうからも発言ありましたけども、人はやっぱり財産だと思うわけですね。そういう財産形成という点から見ても、もっと中間市はこれを重視すべきだというふうに思います。

また、今回特徴的なのは、人事異動によって、大きくその力が、課の力がそがれるような異動が連続しているわけですね。その辺は今後は避けるべきだと思いますけども、その点、市長はどのように思われますでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

全体のバランス、その課、係のバランスを考えながら人事異動をやっていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

今回の一連の不祥事を通じて感じる共通した問題として、もう一つ違う角度なんですが、職員のトラブルに対する対応のまずさというのも、これ職員の側にはあると思います。それぞれの事件で事が発覚したときに、何とかこれを隠蔽しようというような、そういう傾向も一部には見られました。問題が小さいうちにこれを明らかにして、早期に解決を図る、そういう方向に職員の意識を変えるべきだと思います。

業務というのは、私も経験がありますが、何にしても100%完璧に行えるわけではありませんので、失敗というのが必ずつきものです。しかし、その失敗を教訓として、それにどう正面から取り組み、今後に生かすか、その辺が大事なことだと思います。隠してしまっては何も解決しません。

それとそれらを個人の問題としてではなく、組織全体で受けとめる姿勢が必要だと思います。今後は市職員個人個人の抱えている業務遂行上の問題を行政として把握することと、市民から寄せられる苦情とか要望を、市職員を通して、上司はもちろん市長までその声が届くような仕組みをつくってほしいと思います。どうしてもこういう問題の対応は、下から上への報告義務のように、そのようなことになりがちですけれども、下から上へ自由に報告ができるような、そのような仕組みを考えてほしいと思います。

その点、私も介護保険とか、収納課などで窓口、国保もそうですが、対応したことがありますけども、市民の皆さんは窓口で率直に、今の生活がいかに困っているのか、何とかしてほしいという思いで訴えてこられるわけです。で、市の職員はそういう現場にいて、相手の気持ちも取り汲みながら何とかできないかという思いで対応するわけですけども、基本的に今の接遇の基本というのは、おたくの意見がいかにだめなのか、成立しないのか、いかに諦めてもらうのか、そういう説明をする中で、国の法律がどうのこうのとか、そういう説明に終始している場合が多いんですね。相手の方もその辺で、もうあんたに言ってもしょうがないとかいうような言葉で引き下がれる場合が多いんです。

ですから、そういう中間市の行政として、抱えている欠点については、やっぱりいろんな意味で市長に最終的には判断できること多いですから、ちゃんと上に上げて、そういう絡みの中で解決する方向を今後はつくってほしいと思います。その点、市長、いかがでしょう。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

職員に言ってもらちが明かないので市長にという、その話があったということでございます。そういう中で実感といたしまして、どうしてその市民の目線に立った親切な対応をしないのかということもございます。しかしながら、無理なお話もございまして、そういうあたりの判断は基本的には市民の目線に立った対応をしっかりするようには、指導いたしているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

どうしてそんな対応をしないのかというよりも、実際にはできない場合が多いんですね。ですから、そこは、例えば減免の問題にしても、以前からそういう問題で窓口に苦情を訴えられて、何とかならないかという思いで相談される方が多いんですけども、それはできないという話でしかお返しできなかつたという、そういう問題もあるわけですね。

ところで、生活保護のほうの質問に移りますけど、今生活支援課はケースワーカーの係体制が2係制となっています。これはいつからで、係の配置、職員配置は2係制と3係制でどう変わったのでしょうか。係のケースワーカーの人員でお答えをいただきたいと思いますが。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。平成11年度までは3係体制、ケースワーカー13名、査察指導員——係長、課長補佐ですけども3名、合計16名でございました。12年度より2係制となりまして、この12年度のときはケースワーカーが13名、査察指導員が2名、計15名に変わりました。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ちょっとこの3係も歴史が古いで、データがもしあればなんですが、保護の世帯数はそのときと比べてどんなふうになっているでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。平成11年度の被保護世帯数は、863世帯でございます。保護率は、28.6パーセントですね。平均ケースは66.4でございます。ちなみに25年の1月

末現在でございます。被保護世帯数は1,106件、保護率は35.43パーセントです。平均ケースは85ケースでございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

何かものすごい数が増えてますよね。たしか1.何倍かになってると思うんですけど。それとケースの訪問パターンというのが、ケースによって、A、B、Cと3種類あって、毎月訪問だとか、2カ月だとか、6カ月だとか、3カ月でしたね、そういう訪問のパターンがあると思いますけども、その辺の変化はわかりますでしょうか。どの辺が増えているか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。現在の件数しか持ち合わせておりません。Aケースは毎月訪問、Bケースは2カ月に1回、Cケースは3カ月に1回の訪問となっております。平成24年10月現在のケース別世帯数でございます。Aケースでは25件、全体の2.3%でございます。Bケースは149件、13.5%でございます。Cケースは696件、63.1%でございます。そのほかのDケース、Eケースがございまして、Dケースは年に2回、Eケースは年に1回のケースでございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

ありがとうございました。かつての掛田議員の質問がありましたけども、このときは高齢者世帯が約半数で、失業等のその他の世帯は大体20%ぐらいでした。恐らくこの数は今のケースの増える中では、その他がかなり増えているのではないかと思います。しかも、ケースワーカーの数もピーク時よりも大分減っていますが、かなりケースワーカーが大変ではないかと思うんですね。今の2係制度、これについては、早急にもとの3係制度に戻して、ある程度機動性のある組織づくりにすべきではないかと思いますけども。

それと、この間の人事異動について、違う角度から調べてみたら、この2年間で13名いるケースワーカーの9名、係長は1名がこの2年間に入れ替わっています。少し異動の頻度が激し過ぎるのではないかでしょうか。これでケースワーカーの質の管理というができるのでしょうか。その辺、3係に戻す問題とケースワーカーの質の問題として、ちょっと市長にお伺いしたいと思いますけど。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、行革等々進めておりますけどもが、係長、課長補佐も含めまして、通常の業務をしつかりやんなさいと。だから、ケースワーカーの係長にしても、困難なケースを何ケースか持つようなことも考えておりますし、そういうあたりで対応していきたいなとは思っております。

それともう一つの質問は、（発言の声あり）いや、3係という話は言うように係長にも持ちケースを、言いますように困難なケースを幾つか持たせながら、係員の負担を減らしていってもいいのではないかなと思っております。とりあえずは2係体制でやっていきたいと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

今の話に私は反対ですね。査察指導員というのは、自分がケースを持ったのでは、もう指導どころではないと思うんですね。で、保護行政の中で、この査察指導員、つまり係長のケースワーカーとのかかわりというのが非常に重大だと思うんです。この職務配置を、やっぱり専門性も含めて何とか強化してほしいというのが私の意見です。

私自身も実は保護課の係長、査察指導員を3年間やりましたけども、私の場合は全くケース経験がなくて、そこに配置をされました。人事の都合だけで、今は余りそういうことはないかもしれません、そういう配置をすることだけはやめてほしいと思いますし、査察指導員は、やっぱり指導という立場に徹されるような、そういう任務配置を考えてほしいと思いますけども、市長、いかがです。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今のところ3係人員増という、その余裕等々もございません。その中でさっき言いましたように少し知恵を出しながらやっていきたいなと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

田口澄雄君。

○議員（3番 田口 澄雄君）

それと、今回の事件を聞いたときに、この女性ですね、釜床なる女性を知る多くのOB職員や古参の現役職員の口から出た言葉が、何であんな人とケースワーカーが個人的にかかわったのかということでした。はっきり言って昔から彼女でたらめさを知っている者なら信じられないような状況です。それだけ、今回逮捕された女性、釜床氏なるものの持

っている危険性については、役所内でも一致した常識でした。恐らく市役所の中では共通の認識だったというふうに私は思っても間違いないと思いますけれども、なぜこんなことになったのか、今でも私も解せません。しかし、その点で、今の職場の仕事を通しての人間関係にやはり問題があるのではないかと思っています。犯罪は個人の問題ですけれども、業務の上で出したということが、やはり職場の問題として捉えるべきだと思います。

それと今回の不祥事も含めて、全体を通して言えることは、業務の継続性の問題であります。その最大の原因が、仕事量はとてつもなく増えているのに人間を減らすという行政改革のあり方に問題があると思います。市長就任のこの8年間で約八十数名の定数が減られ、しかも中間市の場合は、今までの採用の年齢構成のアンバランスと団塊の世代の一度の退職などによって、職場の業務遂行にかなりの無理が生じているように見受けられます。どうぞ今回の事件を教訓として、一人一人の職員を本当に大事にする気風を、市役所一丸となって市民に奉仕する業務遂行の意識づくりをやってほしいと思います。

4回新聞沙汰が賑やかせましたが、5回目のこういう新聞沙汰はないということを願いまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申し忘れました。今回、面接相談員を1人配置をする予定でございます。そういうことでケースワーカー等々の負担軽減を少しでも図ってもらいたいと、そのように思っております。

以上でございます。

.....

○議長（片岡 誠二君）

次に、青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、子どもの医療費無料化について伺います。

我が国の合計特殊出生率は1.39で、人口を維持するのに必要な2.08に回復するには依然として困難であり、まさに危機的な水準で推移しています。また、総人口に占める子どもの割合は13%で、世界の中で最低水準です。

内閣府の「少子化社会対策に関する子育て助成の意識調査」によりますと、少子化対策で重要な施策として経済的支援措置を求める声が70%を占め、その中で子どもの医療費などの負担軽減が強く求められています。少子化を食いとめるには、総合的な施策を進める必要があることは言うまでもありませんが、特に医療費の経済的負担を軽減することが

重要ではないでしょうか。

私たち新日本婦人の会中間支部が、若いお母さんを対象に行った子育てアンケートでは、「教育費にお金がかかる」、「子どもの医療費が家計の大きな負担になっています」などの声が多く寄せられています。長引く経済不況の中で、子育て世代の生活も年々大変になっており、子育て支援として医療費無料化の年齢拡充は切実です。中間市は入院は、昨年7月1日から中学生まで医療費無料化になりました。通院の医療費も小学校6年生まで無料にすべきとは思いますが、まずは増加する負担額についてお聞きいたします。担当の課長か部長、お願いいいたします。

○議長（片岡 誠二君）

濱田健康増進課長。

○健康増進課長（濱田 孝弘君）

お答えいたします。小学校6年生までを対象に引き上げた場合の増加する負担額でございますが、約1,700万円でございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

6年生までしますと1,700万円ということですが、先ほど相撲道場、出したくはなかったんですが、ポンと5,000万円を、その要望の声もどの程度あるかわからぬという状況の中で、こういう予算が使われるということで、私はこれを聞いたときに、この子どもの医療費、6年生までできるのではないかと期待しておりました。

といいますのも、市長はよく、せめて5年生まで、あと2学年、小学5年生まではしたいと何度も言っておりました。そういうところから、今回政府の地域の元気臨時交付金1.4兆円組まれている中で、中間市は2億2,000万円ぐらいでしたかね、そういうことで予算措置がされておりました。確かにこれは公共事業にということで指定されています。それは十分知っておりますけれども。そういうことで今回の補正予算、それから新年度予算でこの予算が組まれております。この予算を使いますと、こういう子育て支援への予算が少し、1,700万円ですかね、回ってくるのではないかと私は期待したんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

何かするとき、この金をほかのものに使ったらという、そんな話がございますけどもが、私どもはいろんな総合的な観点の中から予算執行いたしております。この少子化対策等々につきましても、この乳幼児医療費、大変子育て世帯には有効な策だとは思っております。

しかしながら、この日本全体が少子化時代に入る中で、総合的なお話をあったように、施策といたしまして、本来ならこういうのは国がもう本来やらないかん仕事だと、そんなふうに認識をいたしております。この何歳まで、何学年までどこどこの市はやっていると、そのあたりは、ひとつの競争的な部分になってもいけないなという部分もございますし、これ自体は国の補助ではない、県の補助でございまして、それもその半分でございます。さつき言いましたように、県ではなくて国が対応すべき問題だと、そのように思っております。

そういう中で、私自身市長になって、市長就任時は3歳までございます。市長になつてすぐ就学前まで引き上げまして、現在は小学校3年まで医療費公費負担、それと4年生から中学3年までは入院費のみ公費負担というところまで何とかやってきたところでございます。

先ほど課長が言いました、1,700万円というその数字でございますが、これもやはりいろんな面で影響あるわけでございます。やはりその無料ということになれば、今の試算より上の数字が上がってこようと思っておりますし、それぞれの保険でございますね、国保しかり、ほかの社会保険しかり、そういうあたりにもその影響を及ぼすことでございます。

そういうふうな総合的な観点から、私自身何とか子育て支援をしたいと、少子化対策をやりたいというその思いでございますけども、今やっているのは多分お金持ちの市町のような気がいたしております。苅田町しかりですね。そういうあたりで全体的な予算のバランス等々考えながら検討させていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

先ほどの市長の中で、お金持ちのところがやってるんじゃないかということがありましたけど、まあいろいろあります。そういうところもありますけれども。

ここは群馬県なんですけれども、市町村ではありませんが、3年前から中学卒業、入院・通院とも医療費は無料にしています。昨年6月の群馬県県政意識アンケートでは、医療費無料化制度について、「安心して早期に治療が受けられ、子どもの健全な成長が促進されます」、「小さいときから健康に気を配っていれば、老後も健康に過ごすことができ、結果として医療費を抑えられると考えます」、こうした高い評価の意見が上っております。

また県知事も議会で、「中学校卒業までの医療費無料化は活力ある豊かな社会を築くための未来への投資である」、「早期受診により重症化が防止され、結果的に医療費が抑制される」と、このように答弁しております。

常々、市長も国保が非常に大変だと、何とかせないかんということでもありますし、子どもに少子化対策をしたいと切望してある市長の気持ちは重々私もわかつておりますが、

やはり未来の子どもに投資という立場からすれば、市長、1,700万というのを何とか子どもに投資するという気持ちにはなれないでしょうか、いかがでしょうか。簡単に。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお答えしたとおりでございます。そういうその気持ちは重々あるわけでございます。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

それと先ほど市長の中に、無料にするとむやみに受けるということで1,700万がそれを超えるんじゃないかというような答弁もありましたけれども、ここに同じ群馬県では、そういうことに対して、懸念に対してもアンケートをとっております。子どもの医療費無料化年齢拡大によって、救急医療への過度な依存や時間外診療の増加が懸念されましたが、国保診療分の時間外診療件数は拡大前の92.7%で減少してますと。そして子どもの受診に当たっても、どのようなことに気をつけているのかというアンケートに対しましても、「熱を測るなど状態を確認して、軽度の症状の場合は様子を見守る」が、89.5%、その一方で「自己負担がないので、とりあえず医療機関に行く」というのが9.4%と、こういうふうなデータも出ておりますので、先ほどの市長の危惧はないと思います。

そして、この群馬県では、やはりお子さんが熱を出したというときにはどうしても悩むということで、子どもの緊急電話相談#8000番、そこから適正受診の啓発などでこういうむやみな緊急医療を防いでいるということで、こういう体制をとっております。これは中間市独自ではなかなか厳しい面もあると思いますので、やっぱり県に対してこういう保護者の電話相談などを設置するように要望していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そうですね。県、半分しか補助してませんのでね、そのあたり十分、まずうち、就学前までは費用といたしましては、県、費用の半分しか補助してませんですね。その半分は負担し、プラスの小学校3年生まで、4年生から中学校までという分で、その医療費全体の予算といたしましては、全体的に1億数千万円かかっているところでございます。ただその1,700万円増やせばいいのではないかなどというそのお話でございますが、今回の乳幼児医療費等々の問題、全体予算といたしましては、大体1億1,000万円の費用をかけているということは、ご理解いただきたいと、今の段階で1億1,000万円の費用をかけているということはご理解いただきたいと思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君） 全国のいい例というのですかね、そういうのをご紹介したいんですが。今国も地方自治体も行財政の行き詰まりが言われる中で、行財政改革と称して住民の福祉や暮らしにかかる施策を縮小していることが多いと思います。

岡山県奈義町は人口約6,200人の小さな農林業の町ですが、子育て支援策や福祉施策を後退させることなく、逆に福祉施策の前進を図りながら行財政改革を進め、この10年間で一般会計の起債（借金）を34億800万円から28億8,500万円、5億2,300万円減らし、財政調整基金（貯金）は13億4,300万円から23億7,300万円、10億3,000万円増やしています。その主な要因は無駄な大型事業を行わず、借金返済を着実に行なったこと、福祉や住民の暮らしに的を絞りながら、堅実な財政運営を行ってきたことです。

奈義町の子育て支援を具体的に申しますと、子どもの医療費助成は、何と高校卒業まで通院、入院とも無料ということをしております。また出産祝い金の支給は、第3子には20万円、第4子には30万円、第5子には50万円、またワクチン、中間市も無料にしておりますけれども、ワクチン接種事業の無料化、不妊治療費の助成、こうしたもろもろの子育て支援を重要視しながら行政運営を行って、先ほど言った数字をつくり上げてきております。そういう意味では、中間市も多いにこういうところを見習いながら行政を進めたいだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもも住民福祉を切り捨てながらやっているということではございません。先ほど言いましたように、乳幼児医療費、子育て支援等々は充実をさせながら、当市も50億近い起債を借金を減らしてきているところでございます。基金につきましては、言われるよう20億等々のその話にはなりませんけれども、21年度からおかげをもちまして、一般会計におきましては黒字決算で行なっているところでございます。

先ほど言いますように、こういう日本全体が少子化、高齢化時代になっている中で、そういう政策を本来、国がしっかりと打っていただきたいとそんなふうに思っております。それぞれの自治体がこういう、うちはここまでやっている、いや、うちはここまでやってるというような競争するような問題ではなく、それぞれの自治体に合った福祉行政をしっかりとやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

本来、市長が言われるよう、国の施策とするのがもう一番です。私もそう思いますが、そうできないからということで今回映画もありますけれども、岩手県の沢内村、そこは乳幼児医療費無料化、70歳以上の老人医療の無料化ということで進めまして、全国にそれが広まったという経緯もありますので、下から上にという方法もあります。いろんなやり方があると思いますが、中間市の私としましては、中間市が本当に子育てしやすいまち、住んでいたい、住みないと、こういうまちに、市長が言われておりましたが、そういうまちにぜひしたいという思いから、この乳幼児医療費、先ほど追加して申しますが、奈義町の合計特殊出生率は、これまで1.5ぐらいでしたけれども、2010年度は2.07まで、大方先ほど言いました人口減にならない、2.08も追いついております。こういう状況ですね、ぜひ中間市にもなっていただきたい、したいという思いで、引き続き市長には前向きに検討していただくということでどうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

乳幼児医療費を無料にするというのが、これがその福祉対策、子育て対策ということではございません。当中間市におきましては、保育園の保育料、これが福岡県一安い水準でございます。皆様方よく一つのことに対して進んでいるところのお話をされますけどもが、その保育料がどうなっているのかということもお聞きしたいし、私どもは先ほど言いますように、全体的に住民福祉の向上に対しまして総合的な判断をしながら予算執行してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

保育料も7割減でやっているということも十分承知しております。

次に、体罰問題についてお伺いしたいと思います。

大阪市立の高校生が運動部顧問の教師から体罰、暴力を受け、自ら命を絶つ痛ましい事件は多くの人と学校、スポーツ関係者に強い衝撃を与えました。この事件は氷山の一角であり、体罰が教育の場に少なからずあることを示しています。

戦前の軍国主義教育では事実上、体罰、暴力は当然のこととされました。軍国主義教育の反省の上に立ち、戦後の憲法や教育基本法のもとで、教育の目的は人格の完成にあり、子どもの人権を尊重する立場から、学校教育法11条では体罰を禁止することが明記されました。

体罰については、国連子どもの権利委員会からも是正措置をとるよう日本政府に繰り返し勧告が出ているにもかかわらず、有効な措置が講じられていません。子どもの心身を傷つけ、苦痛を与える教師の体罰は、暴力行為そのものです。体罰は子どもの成長をゆがめ

るものです。教師がどんな理由であれ、体罰という名で暴力をふるうことは絶対に許されないものです。体罰の実態調査を行い、学校から全ての体罰、暴力をなくすべきではありますか。教育長の所見お伺いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

体罰の問題につきましては、教育委員会の認識及び対処方法につきましては、植本議員のご質問でお答えいたしましたとおりでございます。

部活動中の体罰によって高校生が自殺するに至ったことにつきましては、大変深刻な問題であると受けとめております。体罰の実態調査の実施ということでございますが、調査につきましては、福岡県教育委員会の通知により、現在、各小中学校へ全教職員並びに全児童生徒及び保護者に対するアンケート調査を行うように、現在、指示を出し、実態の集約と把握を行っているところでございます。

今年度におきましては、体罰事案としての報告はなされておりませんが、過去にさかのぼれば、体罰に当たる事案や保護者からの訴えがあるなど、小中学校での事案が現実の問題としてございました。各事案につきましては、市教育委員会といたしましても、学校と児童生徒や保護者との間で適切な解決が図れるように真摯に誠実に対応してきた次第です。学校への信頼回復をすべく、今後とも努力を重ねてまいります。

議員ご指摘のとおり、学校教育の中での体罰は根絶していかなければなりません。各小中学校に対しまして、体罰禁止の趣旨を再度周知徹底し、教職員の意識向上を図り、体罰根絶に向けた取り組みを徹底していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

春日市では、ご存じのよう、ことし1月に小学校と中学校の全教職員を対象に体罰の意識調査を行い、その結果を発表しています。中学校では、体罰をしたことがある人が62%に上り、小学校でも36%ありました。体罰の「容認者」は中学校で40%、小学校で13%、体罰によらない教育の実現を「自信がない」と答えた人は中学校で40%、小学校でも19%に上っています。

春日市教育委員会は、「思春期の中学生を指導する難しさや体罰の認識の曖昧さが浮き彫りになった。研修などで指導力向上を図り、体罰の違法性を徹底したい」と、このように述べています。本市も全教職員を対象に体罰の意識調査を実施すべきではないでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

春日市が実施したことについて、教育委員会としても承知しております、県から実施するということがありましたので今回の調査をやっているところでございます。それで事案としては、1月の時点で学校長にヒアリングしたところ、体罰は今のところ、今年度上がっていないという報告を受けておりまして、こういうふうな県の調査を待っていたところでございます。この結果に基づきまして、またどう対応するかは教育委員会として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

再度ちょっと質問しますが、県のほうからこういう実態はどうなっているかということで問い合わせがあって、1月にないということで報告してることですか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

いいえ、私が1月に教育長に就任いたしまして、各小中学校の校長とヒアリングをさせていただきました。その中で学校の状況等いろんなことをヒアリングさせていただく中で、体罰はどうだということで聞きましたところ、体罰は、そういう事象はないということで報告を受けております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

総体的に校長にお聞きしたということですが、やはり体罰もいろんなその人の個人差がありまして、午前中、植本議員も言っておりましたけれども、やはりこの程度はいいのかなというようなことも含めていろんな考え方がありますのでね、やはり個人全てにそういうアンケート、体罰についての認識っていうんですかね、新たにする意味でもとるべきではないかというふうに私は考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

植本議員のご質問にもありましたけども、これは体罰という考え方、いろんな考え方がありますし、今現在スポーツ界においても体罰問題が起きております。それで教育現場だけじゃなくて、スポーツ界からも体罰は、一掃しないといけないという形で国を挙げて今

動いているところでございます。

学校教育におきましては、また文部科学省のほうからしっかりととした体罰の指導の指針とか体罰の考え方等が示されると思いますので、それを持ってちゃんととした対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

私の考えは、先ほど当初述べましたように、一切の体罰はだめだと、学校のいろんな本を忘れたとしても、その授業に支障のないような形でしかだめだと。立たせるにしても、きちんと授業を受けられる、そして本人がきついと思われるような状態まで立たせてはいけないということで、そこら辺の範囲というのはきちんとになっていると思うんですよね。それを改めてまた文科省が出すということはどうかなと思いますが。それはそれできちんとそれで受けて調査していただきたいと思いますけれども。そういう認識で体罰については一切だめだという、そういう認識から調査をしていただきたいと思います。

それで私もいろんな人たちにも聞いたり読んだりもしましたけれども、やはり体罰するというのは、指導するのに非常に困難なために暴力をふるってわからせるというようなことだということなので、やはり対話が大事、学校であれば先生とのゆとりを持った時間が大事、そういうことだというふうに認識しております。

そういう中で、今回、先生方の勤務時間を調査いたしました。それで、これは全日本教職員組合が「勤務実態調査2012」ということで、昨年した中間報告ですけれども、教職員の1カ月の平均時間外勤務時間は69時間5分、これ以外に家に持ち帰る仕事が月平均20時間54分もあり、あわせると月90時間も時間外労働していることになります。

時間外労働を学校別に見ると、中学校が最も多く、100時間37分、そういう状況が出ております。安倍自公政権は、2013年度から5年間かけて公立小中学校の全学年で35人学級を実施する計画を前政権が計画しておりましたが、これを見送りました。この調査から、先ほど言いました調査からも、学校規模と勤務時間との相関関係も明らかになっております。35人以上の学級を担任する教職員の時間外労働は、30人以下学級よりも月に23時間以上も長くなっています。そして、今の仕事は「やりがいがある」と答えた人は80.8%、こうしたやりがいを感じながらも「仕事に追われて生活のゆとりがない」と答えた人は70.8%、「授業の準備をする時間が足りない」は72.2%、「行うべき仕事が多過ぎる」が81.5%に及んでおります。こうした実態について、教育長は先ほど無駄な仕事は極力なくしていきたいというふうには一部お答えしておりますけれど、こうした実態について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

議員ご指摘のとおり、本当に学校の先生方、忙しいというか、本当に多忙、もう追われているような状況だというのは認識しております。今の日本の学校教育もそうですけども、先生方の情熱等によって、本当に熱い心によって、今学校教育が行われているんだなというのは十分認識しております。そして学校の先生方も家庭訪問、勤務時間が終わっての家庭訪問とか、それからいろんな電話連絡とか、それぞれがまた地域の活動とか、本当に多忙だということは十分認識しておるところでございます。

それでなるべく本当に無駄をなくし、教育委員会等からの無駄な調査もなるべくなくすようにして、なるべく多忙感をなくして、とにかく生徒と接してもらうような形で少しでも努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

もう教育長の気持ちは、先ほどから聞いておりますが、十分わかりますが、やはりそれには抜本的な対策が必要かというふうに思っております。気持ちだけでは事は進まないというふうに思います。

それで、次の中1ギャップ対策ともかかわりますけれども、やはり先生を増やすのが大事じゃないかと。この体罰をなくすのもですね、そういうことではないかというふうに思っております。

それでは次に、中1ギャップ対策についてお伺いいたします。

中学校に入学しますと、教科担任制となり、学習内容が難しくなることや、部活動での先輩後輩関係、友人関係など、さまざまな局面で戸惑うことが多くなります。このような小学校との段差は「中1ギャップ」と呼ばれています。数年前から小学校6年生と中学1年生の間に大きなギャップがあるのではないかと注目されるようになりました。

この中1ギャップの最大の問題は、学校生活になじめず、不登校になってしまうことです。東京都の調査では、小1問題が発生する割合は23.9%、不安を抱える中学1年生の割合は、入学前、80.8%、入学3カ月後49.7%に上ります。中1での不登校が急増し、小学校6年生の約2.5倍となっております。中間市の児童生徒の不登校の実態について、課長にお伺いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。現在小学校のほうで合計9名の子どもたちが、これ1月末現在でございますが、いわゆる不登校という状況になっております。

中学校のほうにおきましては、同じく1月末現在で41名の生徒が不登校の状態になつ

ております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

中学生が、1年生が多いというデータまでわからなかつたわけですね。

○議長（片岡 誠二君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

中学校1年生の9名の生徒が不登校でございます。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

やはり不登校、小学校で9名、中学校で41名と、結構中学生多いわけですけれども、そういうことで、やはりいろんな手立てが必要かと思います。そして不登校の問題とあわせまして、中学1年生はいじめの認知件数も最も高いというデータが出ています。中1ギャップの予防、解決のために、本市も小学校低学年だけでなく、中学校1年生も35人以下学級にすべきではないかと思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

少人数学級といいますか、35人学級の件でございますけども、議員ご指摘のとおり、小学校から中学校への接続を円滑に行う上においても、また「中1ギャップ」と言われる問題の解決の一つの方策としても、学級規模の縮小や35人学級の実施は有効であるという認識に立っております。

小学校から中学校への移行期に、非行とか、それから校内暴力、いじめ、不登校などの学校における問題行動の発生率が増加する傾向にあることや、中学校の勉強についていけない生徒の割合が高くなることなど指摘されているところでございます。きめ細かな生徒指導や「わかる授業」の実現など、人間関係の土台づくりを丁寧に推進していく上におきましても、少人数学級の実現が望まれております。

議員もご指摘のとおりでございますけども、市の教育委員会におきましても、小学校における「小1プロブレム」の解消とか、低学年における少人数の実現に向かって段階的に図っているところでございますけども、中学校における少人数学級の早期の実現を図る必要性については十分に理解をしておりますけども、法的な教職員定数の制約等もございま

す。それで、市独自による中学校1年生における35人学級の措置を図ることにつきましては、現段階では非常に厳しい状況にあるというふうにございます。学級編成の弾力的運用を適用して対応することも考えられますが、現有の教職員内の定数で実施しなければならないために、現実的には学校の事情によりますが、無理が生じているところもございます。ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

教育長は熱心に教育論を語られておりまして、やっぱり中学1年生は少人数学級が必要だというように語っております。ということで、先生を増やすということになりましたら、財政措置ということになりますので、市長にお尋ねしたいんですけど、今教育長がいろいろ述べられてましたけれども、そういうところをしっかりと受け取りまして、中学校1年生を、今回小学校低学年に対しては市独自3人と、それから支援教室ですかね、特別支援教室の先生も採用ということで、非常に手厚くしていただいているのは私も十分知っておりますが、この「中1ギャップ」というのを知りまして、これは大変なことだということで、あえて今回取り上げました。市長、一言ご答弁願います。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

低学年35人学級実施いたしております。また今お話しidadきました特別支援教室の支援員、これ全校に配置をする予算を組ませていただきしております。そういう中で、子どもさんたち落ち着いた雰囲気で勉強できるんじゃないかななど、そんなふうに思っております。

今の「中1ギャップ」等々のお話でございまして、不登校の子どもの数も大変多いようを感じております。そういうあたりはしっかりと新しい教育長になりまして、また一段と教育に熱が入っておりますので、そういうことも踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

青木孝子さん。

○議員（2番 青木 孝子君）

そういうことで、教育長が熱心に語られましたんで、それを受け市長も前向きに「中1ギャップ」を、対策を練っていきたいと、先生の増員ということで考えていくということですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

次に、宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

共産党の宮下寛です。一般質問の通告に基づいて一般質問を行います。

まず最初に、コミュニティバス運行についてであります。市民の高齢化が進み、病院への通院や買い物など日常の生活において、市民の間からコミュニティバスへの要望が非常に強くなってきた中で、平成22年の12月議会に議員全員の一致で「コミュニティバス導入を求める請願」が採択されたことはご承知のところです。それから、2年を優に過ぎているにもかかわらず、小田原評定とも見間違うかのような状況が続いております。いまだにコミュニティバス導入のための動きが見えてきません。

私は1年前のこの3月議会で、この問題で質問をいたしております。ちょっと引用します。「交通は私たちの日常生活において、大変重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。通勤、通学、さらには買い物や通院など欠かすことはできないものです。文化的な発展にも大きな貢献を果たしていることも指摘しないわけにはいきません。市民の交通を保障することにより、だれもが気軽に外出し、そのことが地域の活性化を生んでいく。このことは市長が事あるごとに述べている安心して暮らせるまち、便利で活力溢れるまち、さらには人生を楽しむ文化豊かなまちづくりとなるのではないかでしょうか。」、これに対して市長は、「おっしゃるとおりでございまして、このコミュニティバス、生活網といいますか、そういうあたりの活性化というのは当然まちづくり、また中間市の活性化につながっていくと、そのように思っております。」と答弁をしているんですね。そしてさらに、「コミュニティバス導入の必要性は十分認識している」と積極的な姿勢を示していたのですが、現時点における市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先生もご承知のとおり、現在、コミュニティバス導入検討会で検討いたしております。検討会の中で市民のアンケート調査を実施をしたらという、そのご意見ございました。それも全世帯調査ということでございましたので、それなりの時間をかけて調査をいたしております。その結果、出ておりまして、前々回のときには状況報告、内容を見られまして、前回、最近の検討会におきまして皆様方の意見を賜ったところでございます。大変時間がかかっているというそのお話でもございますけども、これ検討会の中でご提案、決められた流れに沿って、今現在やっているところでございます。

大変難しい問題等々も、ご存じのようにバスの関係ですね、タクシー業界との関係、タクシー業界の話をすれば、市長はなんかタクシー業界、何でそんな肩持つのかというその話が入ってまいりますけども、当然タクシー業界で生活をされておられる方、おられる

わけでございます。そういう方のことも考えていかなければいけないという中で、なかなかどういう方法がいいのか、これ私の一存でこうということもできませんし、当然皆様方の検討会の、委員の皆様方のご意見等々賜りながら、そろそろまとめていかなければいけない時期、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

検討会ということでありますが、検討会、議員の各会派の皆さん方が参加をされて、いろんな議論がされているところです。ここで一致をして見ていくというのは、またこれなかなか困難なことではないかと。それぞれが市民の負託を受けて議員となっているわけですから、それぞれの意見があるだろうと。これをまとめて最終的にその判断を下すのは、これは執行権を持つ市長ではないでしょうか。

そういうことは、前回の検討会の中でも、もうこれ以上の検討というのは非常にもう意見も出尽くしておって、あとは市長がきっちりした計画をつくるべきだ、こうした意見なんかも随分出てきたというふうに思うんですね。いろんな難しい問題があるというふうにも言われるわけですけども、市長の中には、頭の中には、やっぱり財政的な負担をどうしていくのか、またさまざまな公共交通の問題もあるでしょう。そういう問題があるわけですから、そういう中でやっぱりその市長としてのイニシアチブをここで発揮していかなきゃいけない。そういうことだろうと思うんですね。

財政的な問題についてもこういうことが言えるんじゃないでしょうか。前の自民党小泉政権時代に、地方に多大な犠牲を押しつけて切り捨ててきたその代償として、いわゆる地方の反乱が起きて、参議院選挙において大敗北を喫するという事態が生じましたね。そして、麻生政権の時代に、地域活性化、公共投資などの交付金で地方に財政出動を行っています。その後の民主党政権時にも、「地域活性化・きめ細かな住民生活に光をそそぐ交付金」、あるいは「重点雇用」といった交付金を行っているんですね。

そして、今の安倍政権においても、ことしに入って1月、日本経済再生に向けた緊急経済対策を打ち出して、地方に向けては「地域経済活性化・雇用創出臨時交付金」、いわゆる「地域の元気臨時交付金」といわれるものですが、1.4兆円が交付されることになります。

このように地方自治体に、毎年ではないんですが、さまざまな交付金が交付されているわけですね。こうした交付金を市民の切実な要望であるいわゆるコミュニティバス実現のために利用できることはできないのかということなんですね。

そこで伺うんですが、中間市にはこの地域の元気臨時交付金、どのくらいの額が交付されているのか、ちょっとお伺いしたいというように思います。

○議長（片岡 誠二君）

高橋財政課長。

○財政課長（高橋 洋君）

お答えします。新年度予算に計上しております額は、約2億4,100万円でございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

2億4,100万円ということですね。これはすぐさまコミュニティバスを動かすための予算に使われるかといったら、なかなかそうは行かない。やっぱり公共事業、そうした特に土木事業と言いますか、建設関係の予算に使われていく、そういうものとなっている、そういう性格のものだということは伺っています。

しかしながら、こういう予算に交付金に、中間市の予算が事業が、そこに使われていくわけですね。つまり予算化されて、それを交付金として、それが予算当てられるわけですから。逆に言えば、これまで中間市がこういう予算にこれまで使っていたものを、交付金として予算化するわけですから、これまで使っていた予算を今度は使わなくて済む、そういう事態が生まれているんじゃないのかな。

そういう中で、市長はこうした中間市の予算、どういうふうに使われていこうとしているのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お話しございましたように、臨時交付金等々、やはり使い道というのは決まっておりまして、そういう中で地域の活性化等々考えながら、お話ししましたように13カ月予算等々組みながら、そういう交付金を大いに利用はいたしていきたいとは思っておりますけどもが、このコミュニティバス等々にはなかなか該当し得ない部分があるかと、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

そのことは、わかってるんですね。そのことをわかっている上で、いわゆる交付金を使った事業を補正予算、また新年度予算に向けて、それ予算化しているわけです。だから、これまでそういうものに使っていたものが交付金で使えるわけですから。そうすると、これは使わなくて済んだ予算というのも当然あるわけで、それをこういう切実な要望であるコミュニティバスに使うという考えが出てこなかったのかということを言いたいわけで

すけどね、その辺はいかがですか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これ、本来25年にしなければいけない事業を前倒しという話でございまして、この交付金を使うからこれだけのお金が余るという、その補助率等々、また後のキックバック等々はいいんでございますが、そういうあたりも含んだ、そういうあたりを考慮しながらの予算組みはいたしております。

そういう中で余った金を、こういうことにというその話でございましょうけども、これがいつまで続くかわからないような、特別な補正予算でございますんで、その特別な金を、継続的な事業に充てるということはちょっと考えてはおりません。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

あのね、先ほどから私、いわゆる小泉政権時代から、いわゆる麻生政権から民主党政権、そういうときにさまざまな交付金が下りてきているよ。今後もそういうことは考えられていくじゃないかと。安倍政権も先ほど言った臨時交付金、出しているわけですね。で、それは一体どういうところか、いわゆる地域をもっと活性化させたい、そうしないと、今の不景気状態をなくすことはできない、こういうところからその発想が出てきているわけですね。その交付金をどのように、いわゆる地方で有効活用していくのか、もちろん市長が今予算化している問題について、いや、これは無駄だとか、そういうことはさらさらないんですが、予算化の中で何を優先にするかということが問われるんだと思うんです。

今交通弱者と言われる人たちにとって、コミュニティバス、あるいは乗合タクシーといった市民の足になる、いわゆる使いやすい、安い運賃でそうした人たちを運ぶ、そういうものは待ったなしに必要となっているんです。

これを先ほどもいろいろ何て言いますか、福祉バスだとか、いろいろ言われておりましたけども、それから西鉄バス、大きなメインの通りは通ります。だけども住民が今住んでおられる路地のところ、細かいところには入っていかないわけですよ。こういった人々はやっぱり150メートルだとか100メートルだとか、そういう短い区間のところにバス停が欲しいわけです。乗り降りするところがほしいわけです。またいよいよ麻痺があるとかそういう人々にとっては玄関先に車が来てくれることが望ましいわけです。で、こういった人々が少ないので。これは大変多くなっているんじゃないでしょうか。そういうところは市長も十分認識をされているんだろうと思うんですね。

ですから、こういったマイクロバスであるとか、また乗合タクシーですか、こうしたものの措置を本当に早急に取り組んでいく、そしてまた、そのことが逆に言えば多くの人た

ちがそのものを利用してまちに出て行くわけですから。そうするとそれが、例えば筑鉄なんかの連絡なんかにもなっていくし、筑鉄の利用者も多くなってくるでしょう。

また、今このアンケートの中でも昨年行ったアンケートの中でも結構出てきてたのが、いわゆるバスは不便で利用しにくいんだと、だから利用しないで車を使ってるんだという声も結構多くありました。つまり、今は利用していないけれども、こうした便利なものが身近に来れば利用しますよ、こういうことの裏書きをしているんじゃないかなと思うんですね。

そうした、その人たちを掘り起こしていく、これが本当に身近に起こってくるコミュニティバスであり、乗合タクシーではないのかと思いますけれども、その点、市長は、こうした意見、どういうふうに思われますか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおり、平地を幾らバス走っても、この問題、解決することではございません。中間市特有の人口密集地が高台というようなことでございまして、そういうあたりにどう対応するか、これが大きな問題でございます。しかし、網の目的に走れば、さっき言ったようにタクシー、また西鉄バスと競合すれば、西鉄バスの撤退等々、大きな問題があるわけでございます。前回の検討会の中で西鉄と本当に協議したんかというご意見ございまして、それを受けまして、現在、西鉄と腹割って話を今やっている最中でございます。朝夕の通勤通学者、これはしっかりと私どもは西鉄にお願いしたいと、そこまで市が対応することになれば莫大なお金かかりますんで、そのあたりは西鉄さんに対応していただきながら、その空白部分は市で何とか対応したいなど。そこを対応すれば、今度はタクシー業界からいろんなクレーム等々つきますんで、またタクシー業界はタクシー業界と折り合いつながら、前向きに考えていきたいなとは思っております。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

小まめに回るということは、確かにタクシーと重複するところがたくさん出てくるでしょう。しかし、例えば病院に行くとか買い物に行くとか、そういうことでタクシーを使う、そういう財政的にゆとりのある市民はそうざらにいないと思います。

だから、これは八幡東区で起きておりますコミュニティバスの、これ委託されているタクシー会社ですが、この社長は何を言ったかと。タクシーとマイクロバスは競合しないと。そして、自らのタクシー会社も運営しているし、それからバスの委託も受けてやってきていると。

だから、意外と市長が心配されるような事態、これはないとは言いません。しかし、そ

んなに重大な問題に発展するというふうには思いません。ましてや、タクシー会社、丸々コミュニティバス、乗合タクシーなど、そのタクシー会社を除外してやるのかと。そうではないだろうと思うんです。やっぱりこの乗合タクシーするにしても、タクシー会社にいろいろ援助も願いながら、いわゆる委託するとか、そういうことも含めてやられていくことになるだろうと思うんです、実際にやろうとすれば。だから、そういうことも踏まえてそういう業者ともども話をしてやっていく、このことが必要ではないのか、恐らく市長としてはそういうことも十分踏まえた上で今後検討していきたいと、こういうふうに言っているだろうというふうに思うんですね。

で、先ほども言いましたように、もう2年を過ぎました。もう長談義をする状況でもないだろう。早く執行者としての責任をやっぱり果たしていかなきやいけんのやないかというふうに思います。そういう点はぜひ職員の人たちも、やっぱりこういう専門家というか、もう専門的になっている職員の人たちもおるわけで、十分そういう知識も持った上でこういう職務に当たられると思うんで、ぜひそこは大いに任せるとか活用するとか、そういうことで、このコミュニティバス、何としてでも近日中には決断をしてやっていく、これを実際にやっていくのに、これまで何回も言ってますけども、上からつくるぞということじゃなくて、本当に市民が一緒になってやっていこうとするからには、やっぱりそういう人たちとの話し合いを進めながらやっていかなきやいかんというふうに思いますので、ぜひそこは進めていってほしいと思うんです。

次に、住宅リフォーム助成制度の件について伺います。

昨年のニュースなんですが、福岡県建設労働組合というところから出されているものです。福岡県下において、11市7町で住宅リフォーム助成制度が実施されていることが出ています。これはもう昨年度でも急速にやっぱり増えているんじゃないのかと思います。実際この中には、もう既にその役割を終えて、今年度3月で一応締め切りますと、打ち切りますという自治体も一つ出てきています。これは大木町というところなんですが、これ県下で一番最初にこの住宅リフォーム助成制度やってきたところだと思います。

全国でどんどん増え続けて、今日では500を超える自治体で設けられているようあります。この制度については、これまで何回となく言ってきていますから繰り返しませんが、実施している自治体の多くが年度末を待たずに予算を使い切って、その経済波及効果は予算の十数倍、二十数倍にも上ると言われて、市民、業者の皆さん方にも喜ばれているといいます。

私どももこれまでこの市内のいわゆる業者の仕事づくり、そういう意味もあって、また地域の活性化にも大きな影響があるだろうということで言ってきたわけですが、この点について市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

何度も同じような質問をお受けいたしております。私の答えも同じでございまして、当市プレミアム付商品券「元気な風商品券」を販売をいたしております。1億5,000万円の経済効果を見込んだ部分でございまして、そのあたりを利用させていただきまして、住宅リフォーム、また地域経済の活性化に使っていただきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

この商品券ですね、非常に市民の間からも評判がいいということで、本当にわずかな期間で売り切れてしまうと。そういう事態が続いてますね。だから、これ私は決して、もう何回もこれまで言っていますけども評価をしないということじゃないんです、評価はしてるんです。だけども、住宅リフォーム助成制度を使うというところと、この商品券、日常生活品を使うというところでは、その住み分けがやっぱり今市民の中にはできているわけですよ。

そういう意味では、この商品券を住宅リフォームに使ったらどうかという、市長の言われることもわかるところではあるんです。というのはなぜか。この商品券というのは、市が負担するだけじゃないんですね。県も負担するんですね。ところが住宅リフォームは、今県は補助金出しているません。だから、もし補助制度をつくるとなると市独自のものになるだろうと思うんですが、今これまでの500——先ほども言いました、500を超える自治体でというのは、これはうわさでなくて、実態、実質にそこにやっているところに行政視察、そういうものが入っていって、そしてそのよさをつかんだ上で、各自治体でそれが広がっていってることです。

もう一つ言うのは、商品券、確かに市の持ち出しが少なくて大きな効果を上げているというところだろうと思うんです。そこが住宅リフォームとは違うところだろうと思うんですが、実際に今県下でやっている住宅リフォーム、自治体で出している予算、どのくらいと思いますか。200万、300万、多いところで500万なんです。北九州は別格でね、去年でこれは2億円ということなんです。だけども、一般の市町で200万、300万というところ、これが多いいいんですよ。そうしたところで、やっぱりその商品券買う、求める人たちがこの住宅リフォームを使うという、そういう方向は、本当ごくまれなんです。そこまで浸透していってないんですね。

ましてや、この商品券早く売れますから、その後はもう住宅リフォームに使おうにも使えないんです。だけど、住宅リフォームの助成制度ができると、その住宅リフォームをするための動きがそこで新たに出てくるということなんです。これがひいては地域の活性化にも大きくつながってきている、こういうところの理解をぜひ市長にもしていただきたい。

そんなに大きな予算を要るわけじゃないよ。そして、一遍そういうことをやって、本当にそれだけの経済波及効果があるのか、それを知った上で続けるか廃止するか。この住宅リフォーム助成制度というのは、これは今あるもう30年、40年たった古くなった住宅をもっと住みやすくしようかというところで生まれてくる事業ですから、これも期限があるわけですね。無尽蔵にあるわけじゃないんです。ですから、こういう予算措置もそんなに、もう10年も20年も続くということじゃないと思うんです。

だから、そういう点では、もっとこういう安いというか低額の予算で、これだけ大きく喜ばれるような措置というのは、市としても多いに利用していったらどうかという感じも持つんですけどね。その点の検討というか、やっぱり市長自身が行くわけいかんでしょうから、少なくとも職員がそういうところに行って視察をする、そしてどうなのかということを研究するということはされてもいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

職員の研修等々もそれはそれでいいんでございますけども、私どもとすれば、何でこのプレミアム付商品券がこんなふうに人気があるかと言いますと、いろんなことで使える。早い話が市立病院の診療にも使える、タクシーにも使えるというようなことで、よその地域のプレミアム付商品券と違いまして、市外からも買いに来られます。それはそういうふうな選択肢が本当に多いという中で、この住宅リフォームになかなか使うという、その考え方方が浸透していないのではないかというそのお話でございますんで、まずそのあたりの浸透もさせながら、それと四、五百万のわずかな予算でやっているところが多いという話でございます。しかし、話を聞けば、もうすぐに使い切ってしまうとですね。要するに早いもん勝ちみたいな状況下にあるのではないかなど、そんなふうに思っております。

今年度せっかく来たのに使えなかったという、市民の方のそういうふうなご不満も出てまいりましょうし、公平性的なこと、観点からしても、もう予算が終わればもうこの補助はありませんよと、そんなふうで切り捨てていいのかという部分もございますんで、なかなか思いたつというわけにはまいりません。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

今の市長の言い分はちょっとね、商品券とどう違うのかなと、プレミアム商品券はね。これも早いもの勝ちじゃないですか。早う買ったほうがそれでなくなって、あと買いたいと思ってももう買えないという、そういう状況が出てくるわけです。それはこの住宅リフォーム助成制度でも同じことなんです。そして、ことしどきなからまた来年にしようかということにもつながってくるわけですね。だから、それがその市内の、先ほども言う

ように活性化に大きくつながってきている、そういう実態をぜひ見てほしい。

そういう点で、職員をそういう住宅リフォームやって大きな成果を上げているところに研修に行ってもらう、そういうことはどうですか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

近場でそういうのがあれば、職員に行かせてもいいかな、そんなふうに思っております。

○議長（片岡 誠二君）

宮下寛君。

○議員（1番 宮下 寛君）

近場で、もう県下の中にもあるわけですから、それはもうぜひね、実施していただきたいというふうに思います。

やはり私自身が昨年の12月議会でも上げましたように、市内の経済活性化、これについては、やっぱり党派を問わず、会派を問わず、この問題では中間市の地域の活性化、これについてはやっぱり取り組んでいくよという姿勢を私自身は示したつもりです。

そして、この住宅リフォームでもそうですし、コミュニティバスにしてもそうです。このことによって中間市の活性化というものが大きく図れるじゃないか、そういう立場からこの質問をやっているわけで、ぜひその点は取り組んでいただきたいなと。で、職員の研修にしても、ぜひそれは行っていただきたい、こういうことを要望して、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（片岡 誠二君）

この際、10分間休憩といたします。

午後2時43分休憩

.....

午後2時53分再開

○議長（片岡 誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い、障がい者施策について一般質問を行います。

この10年間、障がい者制度は目まぐるしく変わってきました。平成15年から始まった支援費制度は、措置から契約への幕開けでした。平成18年からは三障害、身体、知的、精神の共通の制度として障害者自立支援法が施行されました。平成23年4月には、国連

障害者の権利条約批准に向け、共生社会の実現を目指し、障害者基本法が改正されています。また平成24年10月からは児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、DV法よりも施行が遅れていた障害者虐待防止法が施行されました。そして、本年の4月からは障がい者の地域での共生の実現に向けて、障害者総合支援法が施行されます。所管の職員もさぞかし大変な思いをされていることと存じますが、障がいを抱えながら懸命に生きておられる当事者や家族のためにより一層の力を発揮していただきたく取り上げましたので、よろしくお願ひいたします。

初めに、本年4月から施行の障害者総合支援法について伺います。

障がいのある人の地域生活をサポートするための大切な事業である地域生活支援事業に、新たに四つの必須事業が追加されます。1、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発、2、障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援、3、市民後見人の人材の育成・活用を図るための研修、4、意思疎通支援を行う者の養成、それぞれ本市の取り組みについてお聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。地域生活支援事業として四つの事業が追加されております。議員おっしゃいましたように、一つ目、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業でございます。これについては、隔月で広報なかまに障がい者に関する記事を掲載し、市民の皆様に障がい者に関して理解を深めていただいておるところでございます。

二つ目は、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業でございます。各障がい者団体の補助金の交付及び団体が主催する行事等へ市の職員の人的な支援を行っているところでございます。三つ目は、市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修でございます。成年後見人及び市民後見人制度を知っていただくための講習会を計画しております。四つ目は、意思疎通支援を行う者の養成事業でございます。本市といたしましても、来年度から手話奉仕員養成講座の入門編事業計画を実施してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。改めまして、地域支援事業の目的はどのように定めているかお伺いします。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。障がいのある方が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を、効果的かつ効率的に実施し、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域の社会実現を目的とするものでございます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。中間市地域生活支援事業実施規則によりますと、本市は障がい者が自立した日常生活を営むための相談支援、移動支援など14の事業を現在実施しております。現行の事業とこの新規の4事業の違いについて、どのように考えておりますか、伺います。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。現行の14の事業につきましては、基本的には当事者に対する事業でございます。今回の追加分の事業につきましては、地域社会側への働きかけの強化という内容でございます。

以上でございます。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。先ほど課長のほうからありましたように、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現には、障がいに対する正しい理解と協力が不可欠であります。結局障がい者に直接的な事業を、サービスを実施しても、地域社会の理解がないと障がい者施策は進まないということが現状ではないかと思います。そういう意味で、今回4事業の中でも一番重要なになってくるのが研修・啓発になってくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか、担当課のほう。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。今回議員ご指摘のとおり、市民に対しての周知という形になりますので、今回障がいに対する理解を促進するため、障がい者団体への活動紹介や、障がい者福祉関連サービスの周知に向けて、関係団体と十分意思疎通を図りながら、チラシ等ホームページ、広報なかま等を活用し、イベントなどの紹介をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。今詳しく説明がございましたけども、先ほどの答弁にも広報な
かまへ隔月に障がい者の欄ができると掲載されるということが答弁がありましたけども、今
後、例えば人権センターと連携して、障がいの理解を深めるための教室の開催、事業所の
訪問とか講演会などのイベントと障がい別の接し方などの解説したパンフレットなどの作
成が考えられると思いますけども、そういう連携は図れるでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

古賀人権男女共同参画課長。

○人権男女共同参画課長（古賀 敬英君）

お答えいたします。人権男女共同参画課所管の補助事業には、人権を尊重し、差別や偏
見のない地域社会構築に向けた人権啓発活動等を行う補助事業がありますので、福祉支援
課と協議しながら、これらの補助金を有効に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

連携しながら前向きに充実した事業を展開していただきたいと思います。

市民後見人の人材育成については、現在社会福祉協議会で行われている市民後見人養成
講座がありますけども、そちらのほうを充実させていただくという形で連携をしていった
ほうがいいのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。社会福祉協議会のほうでも市民後見制度の講習等を行っております
ので、社協とも協議しながら連携していくように考えたいと思います。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。障がいのある人が自立した
生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であります。本年
4月、障がい者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として、障害者優先調
達法が施行されます。この法律は、自民・公明両党が2008年に提出し、政権交代で廢

案となったハート購入法案をほぼ踏襲した内容になっており、作業所などの労働施設等でつくった製品の購入や清掃などの業務委託を自治会等が優先的に行い、受注の機会の拡大により障がい者の福祉的就労を支援するとともに、障がい者を多数雇用している会社等を優遇することで一般就労をも支援するものです。

そこで、本市の優先調達及び就労支援の取り組みについてお伺いします。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。これまで障がい者の就労施設等に対する物品の調達につきましては、おのおの各課のほうにおいて委託契約等を結んで受注の機会を図っておりましたが、今後、福祉支援課のほうにおいて、各課の物品等の調達を取りまとめまして、調達方針を作成した上で施設のほうに対してさらなる受注の機会の拡大を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。障がい者施設への物品の発注状況を福祉支援課のほうで集約して、調達方針を作成するというご答弁でしたよね。今後、関係部局と調整及び推進は福祉支援課が主体的に行い、福祉支援課がさまざまなことを推進していくというふうに捉えてよろしいですかね、確認ですけど。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

そのとおりでございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

障がい者施設への物品等の発注状況を福祉支援課のほうで取りまとめるということですけども、今後出先機関や関係施設等も含めた全庁的な取り組みが求められていくと思います。周知と協力依頼はどのように行いますか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。昨年の8月に、1回この法律の趣旨を踏まえた取り組みを行っていくた

めに、各所属長あてに文書で協力依頼を行っております。そして、また新年度へ向けて、また再度周知するために協力依頼のほうの文書をお願いするようにいたしております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

所管課のほうでは障害者優先調達法の対象となる事業所などの施設及びその事業所でつくっておられる物品等の掌握はできているというふうに考えてよろしいですか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

物品等については、市内の福祉事業所については把握しております。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

市民にも理解していただくという観点から、事業所などでつくられた物品の展示コーナーを庁舎内に設けてはどうかと思いますけども、その点いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。今議員言われるように、障がい者に対する理解を深めるために、市役所の1階のロビー、場所はちょっとまだ確定はしていないんですけど、障がい者施設へ通所している障がいのある方がつくられた製品などを展示できるコーナーを設置ができればなと思って、今検討しているところでございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ぜひともよろしくお願ひいたします。

障がい者を雇用している市内の業者、また在宅就業障がい者の把握というものは所管課のほうでできておりますでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

障害福祉サービス事業所につきましては、全国社会福祉協議会のほうにおいてデータ収

集を行っておるようで、本年3月までに取りまとめて、都道府県別に提供をする予定ということで情報は受けております。それと、その情報をもとに対応をしてまいりたいと考えております。

それと在宅就業者等につきましては、個人単位という分もありますので、現在把握はちょっととしておりません。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

障がい者を雇用している市内の業者についての回答がなかったんですけども、その業者と在宅就業者の把握というのは、現在のところでは難しくて把握できていないということでよろしいですか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。はい、ちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

今後何らかの工夫をしながら、この辺のところもしっかりと掌握していく必要があるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここに中間市の第3次障害者福祉計画というのがあるんですけども、ここの中に就労支援として、福祉施設から一般就労への移行の目標数値が掲げられております。具体的にはどのような取り組みをされているのかお伺いします。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。今の広報なかま等に障がい者向けの職業訓練情報の掲載や、窓口での対応に対し、情報提供を行うとともに、当事者に対し、関係機関が支援できるように公共職業安定所などとの連携を図り、当事者の方が安心して就労ができるように対応していくところでございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ここに福祉施設から一般就労へという文面を考えますと、この福祉施設というのは、就労移行支援を行っている事業所のことを指して言うのではないかと思いますけども、そういういた捉え方でよろしいですか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。そのとおりです。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

今、就労移行支援の事業所のほうに通所しておられる障がい者の方は把握をしておられたら人数を教えてください。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。今実際にサービスを利用されている方の人数ということでご報告させていただきます。就労継続支援A型のほうについては1月時点で8名、それと就労継続支援B型で6名、就労移行支援型で7名の方が1月一月にサービスを利用されて、通所作業所のほうに行かれているという数になります。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

このうちの就労移行支援というのは、結局一般就労を希望されてて職業訓練を受けてらっしゃる方の数だと思うんですね。ここにやっぱり特化して行政側も何らかの取り組みをしていくことによって、数値目標の達成は可能かと思いますけども、こちらの7名を人でちゃんと捉えてますでしょうか、お聞かせください。数字じゃなくて人で捉えて、一人一人の状況を。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。人数だけの把握で、ちょっと一人一人の中身については把握しておりません。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

その辺をもう少し事業所任せではなくて、担当部局のほうも積極的に状況を伺いながら、側面的な支援をするということが必要になってくるのではないかと思います。こちらの障害者基本計画で19年から28年の中間市の基本的な障がい者施策の方向性が載っておりますけども、そこの雇用就業推進のところには、かなり突っ込んだ形で方針が載っているわけなんですね。で、見る限りでは、課長ともお話ししましたけども、なかなか進んでないということで、今後この辺を何か力を入れていただきたいなというふうに思っております。それでちょっと方針のところを読ませていただきます。

「働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の雇用機会拡大を目指し、各種施策を推進し、企業や関係団体と連携を図ります。事業所を対象に障害者雇用促進のための税制上の優遇措置や各種制度などについて周知を図り、市内企業の法定雇用率の向上に務めます。」という項目が載っております。こちら辺のことはまだ手つかず状態でありますので、ぜひとも仕事を望んでいる障がい者のために、皆さんのお力を貸していただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

今後、障がいのある方の雇用機会の拡大を目指すために、関係機関、職業訓練安定所、福祉施設、商工会議所等の連携をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

よろしくお願ひします。

中間市の障がい者の就労の実態を知りたいと思いまして、実はいろいろ資料を探りました。そして、唯一出てきたのが、この19年につくられました第2次障害者基本計画の中のアンケートの部分であります。そこで、実はちょっとがっかりしたのが、仕事をしているかしていないかだけの設問なんですよ。で、精神に関しては、仕事をしている、していないということすらもなくて、生計はどなた、どういったもので立ててますかという設問で、これだけのことを推進していきますという計画の割には、仕事の実態が何も把握されてないという状況であります。

それで、今度この中間市の第3期障害福祉計画が26年までですので、26年度中には今度は第4期を策定する方向になります。国のほうでは、この障害福祉計画を立てるとき

に、ニーズ調査を行うことが努力義務で挙げられております。ぜひともこのときに就労の実態把握を含めた、しっかりした調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えします。はい、4期の計画に目指してやっていきたいと思います。

以上です。

○議員（10番 掛田るみ子君）

よろしくお願ひします。

次に移ります。障害者虐待防止法の質問に移ります。

法制化のきっかけの一つが2004年に飯塚市の知的障害者施設で起こった事件であります。通報や相談窓口となる自治体に調査や保護の権限が与えられて、自治体の責任は極めて重いものとなっております。昨年10月の施行ですが、本市の取り組み状況をお願いいたします。

○議長（片岡 誠二君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。平成24年10月1日の法律の施行に伴い、中間市障害者虐待防止センターを福祉支援課障がい者福祉係に設置いたしましたところでございます。制度の周知のために関係機関の窓口にチラシの設置、昨年の9月25日号、10月10日号の広報なかまに関連記事を掲載しております。ホームページ及び福祉のしおりにおいて、法の施行及びセンターに関する記事の掲載をしております。

また、虐待の早期発見のためにも民生委員・児童委員の皆様の協力が不可欠と考えておりますので、民生委員・児童委員協議会において制度説明を行っております。

さらに本年3月16日には、虐待防止法についての弁護士先生による講演会の開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。10月からの施行ではありますけども、担当課としては、かなりよくされているんじゃないかというふうに思いました。

課長のほうから虐待が疑われる場合のマニュアルをしっかりしたのをいただきました。このマニュアルを使わなきゃいけないような事例は10月から発生してますか。もしあり

ましたらお聞かせください。

○議長（片岡 誠二君）

貞末福祉支援課長。

○福祉支援課長（貞末 孝光君）

お答えいたします。10月設置しまして、5カ月間で、現在虐待の疑いがある通報が1件入っております。それで、この虐待の1件につきましては、実際には当事者が通所する福祉サービス事業所からネグレクトの疑いがあるという通報を受けまして、まず最初に当事者の情報の収集を行い、緊急の保護の必要があるかどうか判断するため担当者を当事者宅へ向かわせまして、幸いにも行ったときには当事者の方がおられましたので、当事者とも面談ができたということで、身体の状況などを確認を行うことができました。

それを受け、センターのほうで情報の報告をもとに、今すぐ緊急性、緊急保護の必要があるかどうかということを確認をして、翌日朝一番9時に事案対応メンバーを招集をして、ケース会議を行い、今後の対応方針などを確認し、現在対応中というような流れになっております。

以上でございます。

○議長（片岡 誠二君）

掛田るみ子さん。

○議員（10番 掛田るみ子君）

中間市には、障がい者だけじゃなくて、子どもたちの虐待防止ネットワークとかもありますし、こういった形で何か事があったら、すぐさま職員が動いているその状況を、私はこれまで議員をさせていただきながらたくさん見てまいりました。こういう小回りが効いて、すぐ一人のためにケース会議を持ち、どういう対応をしていくかということができる事が本市の強みじゃないかというふうに思っております。ですから、やはり面積も小さく、人口はある程度いるとはいえ、顔はある程度わかるような状態の中で、数で人を捉えるのではなく、人で捉えられる、顔の見えるその行政ができるのが本市ではないかというふうに思っております。

市長はいつも「住んでてよかつた中間市、住みたくなるまち」ということを言われますけども、本当に住んでてよかつたって人が思うのは、本当に困ったときに助けてくれる人がそばにいたときじゃないかなというふうに思うんですね。そういう駆け込み寺のようなところがこの市役所になれば、本当に今回さまざまな質問がありまして、中間市が全国的にこういった形で有名になってしまったことは本当に残念なことではありますけども、この中間市のよさを生かして、もう一回中間市のイメージアップにつなげていけるのではないかと思いまして、今回虐待のほうの質問をさせていただきました。

本当に私自身も含め、職員の皆様も気を引き締めてやっていかなければならぬかと思しますけども、もう法令遵守は当たり前ではありますが、職員さんを縛りつけて本当に伸

び伸びと仕事ができないような、そういう状況下にしてしまっては、もう市民サービスが低下してしまうということで大変危惧しております。皆さんにはやっぱり管理職でありますから責任はありますけども、あくまでも職員はしっかりと法令を守りながら、市民のために、市民の福祉向上のために働いていただけるような配慮をぜひともしていただきたいというふうに思っております。

市長、最後にいかがでしょうか。

○議長（片岡 誠二君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございます。先ほど申しましたように、うちの職員も本当にいろんな面で頑張っております。一部の職員のために中間市に迷惑をおかけいたしております。

法令遵守はもう当然のことです。いつも言っておりますように、善悪わかるのも大人でございますので、法令順守等々は当たり前のことでございます。その中で市民の顔の見える、このような小さな市でございますので、しっかりと市民の目線に立った、市民の顔が見える行政をしっかりと取り組んでまいりたいとそのように思っております。

この障がい者問題、これ大きな人権問題の一つでございます。しっかりといろんな方々がそれぞれの個性を尊重されて、本当に安心して元気に暮らせる、そのようなまちづくりに鋭意取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議員（10番 掛田るみ子君）

それではよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（片岡 誠二君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時26分再開

○議長（片岡 誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 承認第1号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第2、承認第1号の専決処分を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより承認第1号専決処分を報告し、承認を求めるについてを採決をいたします。

本案については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決しました。

日程第3. 第1号議案

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

日程第6. 第4号議案

日程第7. 第5号議案

日程第8. 第6号議案

日程第9. 第7号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第3、第1号議案から、日程第9、第7号議案までの平成24年度各会計補正予算7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第10. 第8号議案

日程第11. 第 9号議案

日程第12. 第10号議案

日程第13. 第11号議案

日程第14. 第12号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第10、第8号議案から、日程第14、第12号議案までの条例改正5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正5件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第15. 第13号議案

日程第16. 第14号議案

日程第17. 第15号議案

日程第18. 第16号議案

日程第19. 第17号議案

日程第20. 第18号議案

日程第21. 第19号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第15、第13号議案から、日程第21、第19号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第22. 第20号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第22、第20号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第20号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第23. 第21号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第23、第21号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第21号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより、第21号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 会議録署名議員の指名

○議長（片岡 誠二君）

これより、日程第24、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において宮下寛君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（片岡 誠二君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

午後3時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 片岡 誠二

議員 宮下 寛

議員 井上 太一